

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第1節 計画の目的 第2節 計画の性格及び基本方針 第3節～第5節 (略) 第2章、第3章 (略)</p> <p>第2編 災害予防 第1章 (略) 第2章 水害予防対策 第1節 治山対策 第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 第3節 砂防対策 第4節 河川防災対策 第5節 海岸防災対策 第6節 農地防災対策</p> <p>第3章、第4章 (略) 第5章 都市の防災性の向上 第1節～第4節 (略) 第5節 都市排水対策 第6節 地下空間の浸水対策 第6章 中山間地等における孤立対策 第7章 地盤災害の予防 第1節 土地利用の適正誘導 第2節 宅地造成の規制誘導 第3節 土砂災害の防止 第4節 地盤沈下の防止 第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第1節 計画の目的 第2節 計画の性格 第3節～第5節 (略) 第2章、第3章 (略)</p> <p>第2編 災害予防 第1章 (略) 第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 第2節 雨水出水対策 第3節 海岸防災対策 第4節 浸水想定区域における対策 第5節 地下空間の浸水対策 第6節 農地防災対策 第7節 地盤沈下の防止 第3章 土砂災害等予防対策 第1節 土地利用の適正誘導 第2節 土砂災害の防止 第3節 砂防対策 第4節 治山対策 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 第6節 宅地造成の規制誘導 第7節 被災宅地危険度判定の体制整備 第4章、第5章 (略) 第6章 都市の防災性の向上 第1節～第4節 (略)</p> <p>第7章 中山間地等における孤立対策</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>第8章 防災施設等の整備 第9章 避難行動の促進対策 第1節 (略) 第2節 避難場所及び避難路の選定 第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成 第4節、第5節 (略) 第10章 (略) 第11章 広域応援体制の整備 第1節、第2節 (略) 第3節 救援隊等による協力体制の整備 第12章～第14章 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章～第3章 (略) 第4章 応援協力・派遣要請 第1節 応援協力 第2節 救援隊等による協力 第3節～第5節 (略) 第5章、第6章 (略) 第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 第1節 地域安全対策 第2節 道路交通規制等 第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p> 第4節 緊急輸送手段の確保 第8章、第9章 (略) 第10章 水・食品・生活必需物資の供給 第1節、第2節 (略) 第3節 生活必需物資の供給 第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第1節 環境汚染防止計画 第2節 廃棄物処理計画</p> <p>第12章 (略) 第13章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 第2節 鉄道施設対策 第3節 空港施設対策 第4節 港湾・漁港施設対策 第14章～第26章 (略)</p>	<p>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第9章 避難行動の促進対策 第1節 (略) 第2節 緊急避難場所及び避難路の選定 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 第4節、第5節 (略) 第10章 (略) 第11章 広域応援体制の整備 第1節、第2節 (略) 第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 第12章～第14章 (略)</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章～第3章 (略) 第4章 応援協力・派遣要請 第1節 応援協力 第2節 応援部隊等による広域応援等 第3節～第5節 (略) 第5章、第6章 (略) 第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p> 第1節 道路交通規制等 第2節 道路施設対策 第3節 空港施設対策 第4節 港湾・漁港施設対策 第5節 鉄道施設対策 第6節 緊急輸送手段の確保 第8章、第9章 (略) 第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第1節、第2節 (略) 第3節 生活必需品の供給 第11章 環境汚染防止及び地域安全対策 第1節 環境汚染防止対策 第2節 地域安全対策 第12章 (略)</p> <p>第13章～第25章 (略)</p>	

第4編災害復旧・復興
 第2章 災害廃棄物処理対策

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>第 4 編 災害復旧</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置 第 1 節 義援金その他資金等による支援</p> <p>第 2 節 金融対策 第 3 節 住宅等対策 第 4 節 労働者対策 第 5 節 暴力団等への対策</p> <p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 1 節 公共施設災害復旧事業 第 2 節 激甚災害の指定 （新設）</p>	<p>第 4 編 災害復旧・復興</p> <p>第 1 章 公共施設等災害復旧対策 第 1 節 公共施設災害復旧事業 第 2 節 激甚災害の指定 第 3 節 暴力団等への対策</p> <p>第 2 章 災害廃棄物処理対策</p> <p>第 3 章 被災者等の生活再建等の支援 第 1 節 罹災証明書の交付等 第 2 節 被災者への経済的支援等 第 3 節 金融対策 第 4 節 住宅等対策 第 5 節 労働者対策</p> <p>第 4 章 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 第 1 節 商工業の再建支援 第 2 節 農林水産業の再建支援</p>	
1	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－</p> <p><u>(2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)、(4) (略) (追加)</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－ (削除) ※第 2 章第 1 節に記載</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 愛知県地域強靱化計画との関係</p> <p><u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u></p> <p><u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計</u></p>	<p>表記の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 愛知県地域強靱化計画の策定</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由												
2	<p>2 他の計画との関係</p> <p>(1)この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</p> <p>(2)水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 3 節 計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="241 810 1072 893"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 編</td> <td>災害復旧</td> <td>被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節 災害の想定</p> <p>(2)水防対策において参考とする浸水想定</p> <p>台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</p> <p>ア 水防法第 14 条に基づき指定された浸水想定区域</p> <p>第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第 1 節 防災の基本理念</p> <p>(略)</p> <p>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。</p> <p>(略)</p>	構 成		主な内容	第 4 編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等	<p>画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>ア 県民の生命を最大限守る</p> <p>イ 地域及び社会の重要な機能を維持する</p> <p>ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</p> <p>エ 迅速な復旧復興を可能とする</p> <p>3 他の計画との関係</p> <p>(削除)</p> <p>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p> <p>第 3 節 計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="1149 810 1957 930"> <thead> <tr> <th colspan="2">構 成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 編</td> <td>災害復旧・復興</td> <td>被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 節 災害の想定</p> <p>(2)水防対策において参考とする浸水想定</p> <p>台風や集中豪雨等による洪水、<u>雨水出水</u>や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</p> <p>ア 水防法第 14 条、<u>第 14 条の 2</u> 及び<u>第 14 条の 3</u>に基づき指定された各浸水想定区域</p> <p>第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第 1 節 防災の基本理念</p> <p>(略)</p> <p>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行など<u>とあいまって</u>、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。</p> <p>(略)</p>	構 成		主な内容	第 4 編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等	<p>記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画)</p> <p>表記の整理 (水防法改正)</p> <p>表記の整理</p>
構 成		主な内容													
第 4 編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等													
構 成		主な内容													
第 4 編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由								
5	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(1) (略) (追加) (追加) (2) ~ (23) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) (略) (追加) (追加) (2) ~ (23) (略)	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(1) (略) (2) <u>新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を公表する。</u> (3) <u>名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を公表する。</u> (4) ~ (25) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) (略) (2) <u>新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を公表する。</u> (3) <u>名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を公表する。</u> (4) ~ (25) (略)	<p>処理すべき事務等の追加</p>
機関名	内容										
県	(1) (略) (追加) (追加) (2) ~ (23) (略)										
機関名	内容										
県	(1) (略) (2) <u>新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を公表する。</u> (3) <u>名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を公表する。</u> (4) ~ (25) (略)										
7	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2) ~ (12) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	(1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2) ~ (12) (略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p>	
機関名	内容										
(略)	(略)										
東海農政局	(1) <u>農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</u> (2) ~ (12) (略)										
(略)	(略)										
8	<p>名古屋地方気象台</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>木曾川、長良川、庄内川(矢田川を含む)、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。	(2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u>	(3) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u>	(4) <u>木曾川、長良川、庄内川(矢田川を含む)、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備</u>	<p>表記の整理</p>					
(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。											
(2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u>											
(3) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</u>											
(4) <u>木曾川、長良川、庄内川(矢田川を含む)、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備</u>											
10	<p>名古屋地方気象台</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の<u>防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。	(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の <u>防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u>	(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。	(削除)						
(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。											
(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の <u>防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u>											
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。											
(削除)											

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）		改正案		改正理由
11		<p>局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(5) 新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(6) 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>(7) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</p> <p>(8) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>(9) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>		<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>	<p>表記の整理</p> <p>指定地方行政機関の追加</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中部地方整備局	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ア～キ (略)</p> <p>ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</p>	中部地方整備局	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ア～キ (略)</p> <p>ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	近畿中部防衛局東海防衛支局	(略)	近畿中部防衛局東海防衛支局	(略)	
	(追加)	(追加)	国土地理院中部地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）		改正案		改正理由																	
				<p>際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第 3 6 条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。</p>																		
13	5 指定公共機関		5 指定公共機関		表記の整理																	
16	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 507 432 547">機関名</th> <th data-bbox="432 507 1093 547">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 547 432 587">(略)</td> <td data-bbox="432 547 1093 587">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 587 432 858">日本赤十字社</td> <td data-bbox="432 587 1093 858"> (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。 (2)～(4) (略) (5) 義援金の受付及び配分を行う。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 858 432 895">(略)</td> <td data-bbox="432 858 1093 895">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)		(略)	日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。 (2)～(4) (略) (5) 義援金の受付及び配分を行う。 (略)	(略)	(略)	ソフトバンク モバイル株式会社	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 507 1321 547">機関名</th> <th data-bbox="1321 507 1973 547">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 547 1321 587">(略)</td> <td data-bbox="1321 547 1973 587">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 587 1321 858">日本赤十字社</td> <td data-bbox="1321 587 1973 858"> (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2)～(4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 858 1321 895">(略)</td> <td data-bbox="1321 858 1973 895">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 895 1321 1013">ソフトバンク 株式会社</td> <td data-bbox="1321 895 1973 1013">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2)～(4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。 (略)	(略)	(略)	ソフトバンク 株式会社	(略)
機関名	内 容																					
(略)	(略)																					
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。 (2)～(4) (略) (5) 義援金の受付及び配分を行う。 (略)																					
(略)	(略)																					
機関名	内 容																					
(略)	(略)																					
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2)～(4) (略) (5) 義援金等の受付及び配分を行う。 (略)																					
(略)	(略)																					
ソフトバンク 株式会社	(略)																					

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																		
19	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成 推進</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>業務継続計画の策定</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>(追加) 1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>事業の継続</u> 1(4) <u>地域貢献・地域との共生</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災協働社会の形成推進 1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 <u>(3) 業務継続計画の策定</u> <u>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u> <u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成 推進	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>業務継続計画の策定</u>	第3節 企業防災の促進	企業	(追加) 1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>事業の継続</u> 1(4) <u>地域貢献・地域との共生</u>	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成 推進</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) (削除) ※第8章に記載</td> </tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td><u>1(1) 事業継続計画の策定・運用</u> <u>1(2)、1(3) (略)</u> (削除) 1(4) <u>地域との共生と貢献</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 防災協働社会の形成推進 1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 (削除) ※第8章に記載</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成 推進	県、市町村	1(1)、1(2) (略) (削除) ※第8章に記載	第3節 企業防災の促進	企業	<u>1(1) 事業継続計画の策定・運用</u> <u>1(2)、1(3) (略)</u> (削除) 1(4) <u>地域との共生と貢献</u>	記載箇所の変更
区分	機関名	主な措置																			
第1節 防災協働社会の形成 推進	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>業務継続計画の策定</u>																			
第3節 企業防災の促進	企業	(追加) 1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>事業の継続</u> 1(4) <u>地域貢献・地域との共生</u>																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 防災協働社会の形成 推進	県、市町村	1(1)、1(2) (略) (削除) ※第8章に記載																			
第3節 企業防災の促進	企業	<u>1(1) 事業継続計画の策定・運用</u> <u>1(2)、1(3) (略)</u> (削除) 1(4) <u>地域との共生と貢献</u>																			
20	<p>2 県民の基本的責務 (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	<p>2 県民の基本的責務 (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所や避難所で自ら活動する</u>、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	表記の整理 (防災基本計画の修正)																		
21	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が消防団、婦人<u>(女性) 消防(防火) クラブ</u>、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努め</p>	表記の整理																		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
22	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(ア) 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</p>	<p>るものとする。</p> <p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(ア) 県及び市町村は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</p>	<p>表記の整理</p>
23	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(追加)</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割<u>(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)</u>を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(1) 生命の安全確保</p> <p>顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</p> <p>(2) 二次災害の防止</p> <p>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。</p> <p>(3) 事業の継続</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p> <p>(3) 二次災害の防止</p> <p>落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p> <p>事業継続ガイドライン」(内閣府)の改定</p> <p>事業継続ガイドライン」(内閣府)の改定</p> <p>記載箇所の変</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
25	<p><u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</u></p> <p><u>(4) 地域貢献・地域との共生</u> <u>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。</u> <u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第2章 水害予防対策 ■基本方針 ○ <u>森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。</u> ○ <u>集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</u> (略) (追加)</p>	<p>(4) <u>地域との共生と貢献</u> <u>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u> <u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</u> (5) <u>洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置</u> <u>第2章 水害予防対策 第4節 浸水想定区域における対策 5、6、7参照</u></p> <p>第2章 水害予防対策 ■基本方針 (削除) ※第3章に記載 (削除) ※第3章に記載 (略) ○ <u>水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。</u></p>	<p>更</p> <p>事業継続ガイドライン」(内閣府)の改定</p> <p>対策の追加</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>方針の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																																																								
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 236 501 279">区分</th> <th data-bbox="501 236 692 279">機関名</th> <th data-bbox="692 236 1072 279">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 279 501 547">第1節 治山対策</td> <td data-bbox="501 279 692 547">中部森林管理局、県</td> <td data-bbox="692 279 1072 547">1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 547 501 906">第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td data-bbox="501 547 692 738">県、市町村</td> <td data-bbox="692 547 1072 738">1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 738 692 818">市町村</td> <td data-bbox="692 738 1072 818">2 施設管理者に対する連絡体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 818 692 906">要配慮者利用施設</td> <td data-bbox="692 818 1072 906">3 社会福祉施設等における対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 906 501 1058">第3節 砂防対策</td> <td data-bbox="501 906 692 1058">中部地方整備局、県、市町村</td> <td data-bbox="692 906 1072 1058">1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1058 501 1217">第4節 河川防災対策</td> <td data-bbox="501 1058 692 1217">(略)</td> <td data-bbox="692 1058 1072 1217">1(1) ～1(3) (略) 1(4) 河川情報の提供等(追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1217 501 1329">(追加)</td> <td data-bbox="501 1217 692 1329">(追加)</td> <td data-bbox="692 1217 1072 1329">(追加) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第5章第5節に記載されている内容</div></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1329 501 1444">第5節 海岸防災対策</td> <td data-bbox="501 1329 692 1444">(略)</td> <td data-bbox="692 1329 1072 1444">(1) 高潮対策事業(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	第1節 治山対策	中部森林管理局、県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業	第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市町村	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及		市町村	2 施設管理者に対する連絡体制の確立		要配慮者利用施設	3 社会福祉施設等における対策	第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市町村	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策	第4節 河川防災対策	(略)	1(1) ～1(3) (略) 1(4) 河川情報の提供等(追加)	(追加)	(追加)	(追加) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第5章第5節に記載されている内容</div>	第5節 海岸防災対策	(略)	(1) 高潮対策事業(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1124 236 1391 279">区分</th> <th data-bbox="1391 236 1581 279">機関名</th> <th data-bbox="1581 236 1939 279">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 279 1391 547">(削除)</td> <td data-bbox="1391 279 1581 547">(削除)</td> <td data-bbox="1581 279 1939 547">(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第4節に記載</div></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 547 1391 738">(削除)</td> <td data-bbox="1391 547 1581 738">(削除)</td> <td data-bbox="1581 547 1939 738">(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第5節に記載</div></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 738 1581 818">(削除)</td> <td data-bbox="1581 738 1939 818">(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 818 1581 906">(削除)</td> <td data-bbox="1581 818 1939 906">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 906 1391 1058">(削除)</td> <td data-bbox="1391 906 1581 1058">(削除)</td> <td data-bbox="1581 906 1939 1058">(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第3節に記載</div></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1058 1391 1217">第1節 河川防災対策</td> <td data-bbox="1391 1058 1581 1217">(略)</td> <td data-bbox="1581 1058 1939 1217">1(1)～1(3) (略) 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 県民の自発的な行動の促進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1217 1391 1329">第2節 雨水出水対策</td> <td data-bbox="1391 1217 1581 1329">市町村</td> <td data-bbox="1581 1217 1939 1329">1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1329 1391 1444">第3節 海岸防災対策</td> <td data-bbox="1391 1329 1581 1444">(略)</td> <td data-bbox="1581 1329 1939 1444">(1) 高潮、波浪対策事業(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第4節に記載</div>	(削除)	(削除)	(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第5節に記載</div>		(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第3節に記載</div>	第1節 河川防災対策	(略)	1(1)～1(3) (略) 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 県民の自発的な行動の促進	第2節 雨水出水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業	第3節 海岸防災対策	(略)	(1) 高潮、波浪対策事業(略)	
区分	機関名	主な措置																																																									
第1節 治山対策	中部森林管理局、県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業																																																									
第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市町村	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及																																																									
	市町村	2 施設管理者に対する連絡体制の確立																																																									
	要配慮者利用施設	3 社会福祉施設等における対策																																																									
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県、市町村	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策																																																									
第4節 河川防災対策	(略)	1(1) ～1(3) (略) 1(4) 河川情報の提供等(追加)																																																									
(追加)	(追加)	(追加) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第5章第5節に記載されている内容</div>																																																									
第5節 海岸防災対策	(略)	(1) 高潮対策事業(略)																																																									
区分	機関名	主な措置																																																									
(削除)	(削除)	(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第4節に記載</div>																																																									
(削除)	(削除)	(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第5節に記載</div>																																																									
	(削除)	(削除)																																																									
	(削除)	(削除)																																																									
(削除)	(削除)	(削除) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">※第3章第3節に記載</div>																																																									
第1節 河川防災対策	(略)	1(1)～1(3) (略) 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 県民の自発的な行動の促進																																																									
第2節 雨水出水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業																																																									
第3節 海岸防災対策	(略)	(1) 高潮、波浪対策事業(略)																																																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
	(追加)	(追加)	(追加)	<p>第4節 浸水想定区域における対策</p>	<p>中部地方整備局</p>	<p>1(1) 洪水浸水想定区域の指定 1(2) 市町村への情報提供</p>	
<p>※本章第4節に記載されている内容を新たに節として分離・独立</p>		(追加)	(追加)		<p>県</p>	<p>1(1) 洪水浸水想定区域の指定 1(2) 市町村への情報提供 2(1) 雨水出水浸水想定区域の指定 2(2) 市町村への雨水出水想定区域の情報提供 3(1) 高潮浸水想定区域の指定 3(2) 市町村等への情報提供</p>	
		(追加)	(追加)		<p>市町村</p>	<p>2(1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4(1) 市町村地域防災計画に定める事項 4(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布</p>	
	(追加)	(追加)	<p>地下街等、要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者</p>		<p>5, 6, 7(1) 計画の策定 5, 6, 7(2) 訓練の実施 5, 6, 7(3) 自衛水防組織の設置</p>		
	(追加)	(追加)	(追加)	<p>第5節 地下空間の浸水対策</p>	<p>地下空間の所有者・管理者・占有者、 県、市町村</p>	<p>1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 1(3) 各組織の連携方策の整備</p>	
<p>※第5章第6節に記載されている内容</p>							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）			改正案			改正理由				
		(追加)	(追加)		県、市町村	2(1) 浸水防止施設設置の促進 2(2) 浸水対策事業の集中的実施					
	第6節 農地防災対策	(略)	(略)	第6節 農地防災対策	(略)	(略)					
	(追加)	(追加)	(追加)	第7節 地盤沈下の防止	中部経済産業局、中部地方整備局、県	(1) 調査・観測の継続実施 (2) 地下水の揚水規制と代替水の確保・供給 (3) 防災対策					
26	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※第7章第4節に記載されている内容 </div> 第1節 治山対策			(削除) ※第3章第4節に記載 (削除) ※第3章第5節に記載 (削除) ※第3章第3節に記載				構成の整理			
27	第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策			第1節 河川防災対策				構成の整理			
28	第3節 砂防対策			1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置				構成の整理			
	第4節 河川防災対策			(4) 河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、 <u>水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市町村のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u> また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ確かな避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 さらに、県は、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをNPOと連携して実施する。			(4) 河川情報等の提供 中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ確かな避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。 また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。				表記の整理
	(追加)			(5) 県民の自発的な行動の促進				記載箇所の変更			
29	2 浸水想定区域のある市町村における措置			県は、水害に直面した際に、県民が適切な行動を選択できるよう、県民目線の情報提供と県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。 (削除) ※本章第4節に記載				構成の整理			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
(29)	<p>（第 2 章 水害予防対策） （第 4 節 河川防災対策） （ 1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置） （4）河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、<u>水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市町村のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u></p>	<p>について、<u>想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p> <p>（2）市町村への情報提供 中部地方整備局及び県は、<u>洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u></p> <p>○ <u>洪水予報を行う河川</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 544 1944 660"> <tr> <td>国土交通大臣指定</td> <td>木曾川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路</td> </tr> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5 河川）</td> </tr> </table> <p>○ <u>水位情報を周知する河川</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 703 1944 895"> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23 河川）</td> </tr> </table> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設部）、市町村における措置） （1）区域の指定 県又は市町村は、<u>水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p> <p>（2）市町村への情報提供 県は、<u>雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u></p>	国土交通大臣指定	木曾川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路	愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5 河川）	愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23 河川）	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加 （水防法改正）</p>
国土交通大臣指定	木曾川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路								
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5 河川）								
愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23 河川）								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(31)	<p>（第2章 水害予防対策） （第5節 海岸防災対策） （1 県（建設部、農林水産部）、名古屋港管理組合及び市町村における措置） （3）高潮による浸水リスク情報の提供</p> <p>県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開する。また、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p>	<p>3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設部）における措置） （1）区域の指定 <u>県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u> （2）市町村等への情報提供 <u>県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</u> <u>なお、県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、平成26年11月に高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開している。</u></p>	<p>対策の追加 （水防法改正）</p> <p>表記の整理</p>
(29)	<p>（第2章 水害予防対策） （第4節 河川防災対策） 2 浸水想定区域のある市町村における措置 （1）市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>ア （略） イ <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> （追加） ウ （略） エ <u>（ア）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p>	<p>4 浸水想定区域のある市町村における措置 （1）市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>市町村防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>ア （略） イ <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> ウ <u>災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u> エ （略） エ <u>（ア）地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
<p>(30)</p>	<p>(イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>(ウ) （略）</p> <p>エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) 防災マップ等の配布</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(第 2 章 水害予防対策) (第 4 節 河川防災対策) 3 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</p>	<p>※ <u>地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）</u></p> <p>(イ) 要配慮者利用施設（<u>社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</u>）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p> <p>(ウ) （略）</p> <p>オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) <u>ハザードマップ（防災マップ）</u>の配布</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、<u>滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））</u>の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>5 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</p> <p><u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であつて、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(30)	<p>(2) 訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。</p> <p>(第 2 章 水害予防対策) (第 4 節 河川防災対策)</p> <p>4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p> <p>(第 2 章 水害予防対策) (第 4 節 河川防災対策)</p>	<p>(2) 訓練の実施 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止のための訓練の実施。</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。</p> <p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
(30)	<p>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施</p>	<p>7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(56)	<p>大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p> <p>(第5章 都市の防災性の向上) 第6節 地下空間の浸水対策 1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設部）及び市町村における措置 (追加)</p> <p>2 市町村における措置 3 地下空間の管理者及び市町村における措置 4 県（建設部）及び市町村における措置</p>	<p>大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p> <p>第5節 地下空間の浸水対策 1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設部）及び市町村における措置 (3) <u>各組織の連携方策の整備</u> <u>地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあつては、各組織の連携方策の整備に努める。</u> (削除) ※本章第4節に記載 (削除) ※本章第4節に記載</p> <p>2 県（建設部）及び市町村における措置</p>	<p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>構成の整理 構成の整理 表記の整理</p>
31	<p>第6節 農地防災対策 1 東海農政局、県（農林水産部）、市町村及び土地改良区における措置 (2) 老朽ため池等整備事業 農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び<u>余水吐</u>、その他附帯施設の改修を行う。 (3) 用排水施設整備事業 農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、<u>頭首工</u>、水路等の改修を行う。</p> <p>2 関連調整事項 (1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れ</p>	<p>第6節 農地防災対策 1 東海農政局、県（農林水産部）、市町村及び土地改良区における措置 (2) 老朽ため池等整備事業 農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び<u>洪水吐</u>その他附帯施設の改修を行う。 (3) 用排水施設整備事業 農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。</p> <p>2 関連調整事項 (1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れ</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(63)	<p>のあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(第7章 地盤災害の予防)</p> <p>第4節 地盤沈下の防止</p> <p>1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 調査・観測の継続実施</p> <p>地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供し、<u>地盤災害予防対策に資する。</u></p>	<p>あるため池（<u>防災重点ため池</u>）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>◆ 附属資料第1「防災重点ため池」</p> <p>第7節 地盤沈下の防止</p> <p>1 中部経済産業局、中部地方整備局及び県（振興部、環境部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 調査・観測の継続実施</p> <p>地盤沈下の動向を把握するため、県内の沖積平野及びその関連地域において一級水準測量を継続実施するとともに、県内に設置されている地盤沈下観測所等において地盤沈下と密接な関係のある地下水位の変化及び地層の収縮状況の観測を行う。これらの調査・観測結果は、定期的に住民及び防災関係機関に提供する。</p>	<p>附属資料の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>
33	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p>	<p>(削除) ※第4章に記載</p>	<p>構成の整理</p>
(60)	<p>(第7章 地盤災害の予防)</p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>降雨により発生する地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。</u></p> <p>○ <u>県は、土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>第3章 土砂災害等予防対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(削除)</p> <p>○ <u>土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</u></p> <p>○ <u>土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。</u></p>	<p>章の新設</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
(25)	<p>(第2章 水害予防対策)</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産</p>	<p>○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																															
<p>(60)</p>	<p>の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。<u>なお、治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。</u></p> <p>○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。<u>また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</u></p> <p>（第7章 地盤災害の予防）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 657 1072 1319"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 宅地造成の規制誘導</td> <td>県、市町村</td> <td>(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 土砂災害の防止</td> <td>中部地方整備局、県</td> <td>1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)	第2節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール	第3節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援	(略)	(略)	<p>の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</p> <p>○ <u>治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。</u></p> <p>○ 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 657 1962 1319"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※本章第6節に記載</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 土砂災害の防止</td> <td>県</td> <td>1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	※本章第6節に記載			第2節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	区分	機関名	主な措置																															
第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)																																
第2節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロール																																
第3節 土砂災害の防止	中部地方整備局、県	1(1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援																																
	(略)	(略)																																
区分	機関名	主な措置																																
第1節 土地利用の適正誘導	(略)	(略)																																
(削除)	(削除)	(削除)																																
※本章第6節に記載																																		
第2節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害危険箇所等の把握 1(2) 土砂災害警戒区域等の指定 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムの整備 1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																																
	(略)	(略)																																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）			改正案			改正理由
	(追加) ※第2章第3節に記載されている内容	(追加)	(追加)	第3節 砂防対策	中部地方 整備局、 県、市町 村	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 地すべり対策事業 1(4) 総合土砂災害対策	
	(追加) ※第2章第1節に記載されている内容	(追加)	(追加)	第4節 治山対策	中部森林 管理局、 県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業	
	(追加) ※第2章第2節に記載されている内容	(追加)	(追加)	第5節 要配慮者利用施設に 係る土砂災害対策	県、市町 村 市町村 要配慮者 利用施設	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の 提供 1(3) 施設管理者等に対する防災知 識の普及 2 施設管理者に対する連絡体制の 確立 3 社会福祉施設等における対策	
	第4節 地盤沈下の防止	中部経済 産業局、中 部地方整 備局、県	(1) 調査・観測の継続実施 (2) 地下水の揚水規制と代替水 の確保・供給 (3) 防災対策	(削除)	(削除)	(削除) ※第2章第7節に記載	
	(追加) ※本章第2節に記載されている内容	(追加)	(追加)	第6節 宅地造成の規制誘導	県、市町 村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パトロー ル	
	第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(略)	(略)	第7節 被災宅地危険度判定 の体制整備	(略)	(略)	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(60)	<p>（第 7 章 地盤災害の予防） 第 1 節 土地利用の適正誘導 県（関係部局）及び市町村における措置 <u>地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</u></p>	<p>第 1 節 土地利用の適正誘導 県（関係部局）及び市町村における措置 <u>土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</u></p>	<p>表記の整理</p>
(60)	<p>（第 7 章 地盤災害の予防） 第 2 節 宅地造成の規制誘導</p>	<p>(削除) ※本章第 6 節に記載</p>	<p>構成の整理</p>
(61)	<p>（第 7 章 地盤災害の予防） 第 3 節 土砂災害の防止 1 中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 <u>ア 適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を行うものとする。</u> <u>イ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害のおそれのある箇所について、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により危険箇所を把握し、その箇所を公表、周知するものとする。また、土砂災害危険箇所のうち、優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。</u> ◆附属資料第 1「危険箇所等の定義」 (追加) ※第 7 章第 3 節 1(2)に記載されている内容</p>	<p>第 2 節 土砂災害の防止 1 県（建設部、農林水産部）における措置 (1) 土砂災害危険箇所等の把握 <u>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</u> <u>土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。</u> (2) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> <u>県は、土砂災害危険箇所のうち、緊急性の高い箇所から順次、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</u> <u>イ 災害危険区域</u> <u>県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加) ※第 7 章第 3 節 1(2)に記載されている内容</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備の支援</u> <u>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「土砂災害警戒区域等の定義」</p>	<p>ウ <u>急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域</u> <u>県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。</u> <u>なお、未指定の危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</u></p> <p>(3) <u>土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</u> <u>ア 県は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。</u> <u>基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。</u> <u>イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</u></p> <p>(削除) ※本節 1(2), (3)に整理して記載</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 <u>土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。</u> <u>おおむね 5 年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</u> <u>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図られるよう支援する。</u> <u>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告 <p><u>なお、未指定の箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」</p> <p>【災害危険区域】 <u>建築基準法第 39 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として指定し、建築物の防災対策を推進する。</u> <u>指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導をし、安全確保を図るものとする。</u> <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図っていくものとする。</u></p>	<p><u>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</u> <u>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u></p> <p><u>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発行為の制限 ② 建築物の構造規制 ③ 建築物に対する移転等の勧告 <p><u>イ 災害危険区域</u> <u>指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。</u> <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>【急傾斜地崩壊危険区域】 <u>降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。</u> <u>この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u> ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p><u>なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」</p> <p>【地すべり防止区域】 <u>降雨等により地すべりの発生が想定される地すべり危険箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定し、必要な対策を進める。</u> <u>この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</u> ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 地すべり防止工事の実施</p> <p><u>なお、未指定の地すべり危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら現に地すべり現象が確認された箇所を指定するものとする。</u></p> <p>◆附属資料第 1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」</p>	<p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域 ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p>エ 地すべり防止区域 ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 地すべり防止工事の実施</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
<p>(28)</p>	<p>【土石流危険渓流】 <u>降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま渓流を流下したり、溪床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土石流危険渓流について、下流の人家等への被害を防止するため、必要な対策を講じる。</u> <u>土石流危険渓流の主な対策は、次のとおり。</u> ① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置 ◆附属資料第 1「土石流危険渓流」</p> <p>【山地災害危険地区】 <u>山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</u> ◆附属資料第 1「山地災害危険地区等」</p>	<p>オ 土石流危険渓流 ① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置</p> <p>カ 山地災害危険地区 災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p>（第 2 章水害予防対策） （第 3 節 砂防対策） （ 2 関連調整事項） <u>（4）土砂災害監視システムにより土砂災害警戒情報を補足するため、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。</u></p>	<p><u>（5）土砂災害監視システムの整備</u> <u>県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う。</u> <u>（6）避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</u> <u>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。</u> <u>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</u> ◆ 附属資料第 1「危険箇所等の定義・土砂災害警戒区域等の定義」 ◆ 附属資料第 1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
<p>(63)</p>	<p>(第 7 章 地盤災害の予防) (第 3 節 土砂災害の防止) 2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (追加)</p> <p>市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (追加)</p>	<p>◆ <u>附属資料第 1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 1「土石流危険渓流」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 1「山地災害危険地区等」</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア <u>市町村防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</u></p> <p>イ <u>市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）</p> <p>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤ 救助に関する事項</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>ウ <u>市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(27)	<p>(2) ハザードマップの作成及び周知 (略) また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、<u>ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</u></p> <p>(第 2 章水害予防対策) 第 3 節 砂防対策 1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (1) ～ (3) (略) (4) 総合土砂災害対策 <u>近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、市町村に対する警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。</u> <u>なかでも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報やこれに関連した情報を市町村や住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制を支援していく。</u> <u>また、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。</u> <u>大規模な土砂災害が急迫した場合は、さらに同法に基づき、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</u></p>	<p>(2) ハザードマップの作成及び周知 (略) また、<u>基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u> <u>なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</u></p> <p>第 3 節 砂防対策 1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置 (1) ～ (3) (略) (削除) ※本章第 2 節 1(6)等に整理して記載</p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>構成の整理</p>
(28)	<p>2 関連調整事項 (1)、(2) (略)</p>	<p>2 関連調整事項 (1)、(2) (略)</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(26)	<p>(3) <u>土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を関係市町村へ提供するとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難勧告の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどについて関係市町村を支援する。</u> <u>市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>土砂災害監視システムにより土砂災害警戒情報を補足するため、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。</u> 土砂災害監視システムの概念図</p> <p>◆ <u>附属資料第1「土石流危険渓流」</u> ◆ <u>附属資料第1「急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域」</u> ◆ <u>附属資料第1「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」</u> ◆ <u>附属資料第1「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」</u> ◆ <u>附属資料第1「砂防指定地」</u> ◆ <u>附属資料第1「山地災害危険地区等」</u> ◆ <u>附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」</u></p>	<p>(削除) ※本章第2節1(6)等に整理して記載</p> <p>(削除) ※本章第2節1(5)等に整理して記載</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※本章第2節に掲載</p> <p>(削除) ※本章第2節に掲載</p> <p>(削除) ※本章第2節に掲載</p> <p>(削除) ※本章第2節に掲載</p> <p>◆ <u>附属資料第1「砂防指定地」</u> (削除) ※本章第2節に掲載</p> <p>◆ <u>附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p>
	<p>(第2章水害予防対策) 第1節 治山対策 2 関連調整事項 (1) (略) (2) 山地災害危険箇所に関する資料を関係市町村に提供し、市町村の防災計画に掲載し、関係住民の周知が図られるよう考慮する。 (3)～(5) (略) (追加) (追加)</p>	<p>第4節 治山対策 2 関連調整事項 (1) (略) (削除) (2)～(4) (略) ◆ <u>附属資料第13「地形・地質」</u> ◆ <u>附属資料第1「山地災害危険地区等」</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																		
(26)	<p>(第2章 水害予防対策)</p> <p>第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p><u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区</u>など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理																		
(27)	<p>3 要配慮者利用施設における措置</p> <p>第9章第6節(1)「社会福祉施設等における対策」による。</p> <p>◆ <u>附属資料第13「地形・地質」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第1「山地災害危険地区等」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」</u></p>	<p>3 要配慮者利用施設における措置</p> <p>第10章第2節(1)「社会福祉施設等における対策」による。</p> <p>(削除) ※本章第4節に掲載</p> <p>(削除) ※本章第4節に掲載</p> <p>◆ <u>附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設」</u></p>	表記の整理																		
(63)	<p>(第7章 地盤災害の予防)</p> <p>第4節 地盤沈下の防止</p>	<p>(削除) ※第2章第7節に記載</p>	構成の整理																		
(60)	<p>(第7章 地盤災害の予防)</p> <p>第2節 宅地造成の規制誘導</p>	<p>第6節 宅地造成の規制誘導</p>	表記の整理																		
(64)	<p>(第7章 地盤災害の予防)</p> <p>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</p>	<p>第7節 被災宅地危険度判定の体制整備</p>	表記の整理																		
33	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 海上災害対策</td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>1(1)～1(5) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>第2節 航空災害対策</td> <td>中部国際空港株式会社</td> <td>1(1)～1(5) (略) (追加) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1)～1(5) (略) (追加)	第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1)～1(5) (略) (追加) (追加)	<p>第4章 事故・火災等予防対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 海上災害対策</td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>自衛隊への派遣要請手順等の取り決め</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 航空災害対策</td> <td>中部国際空港株式会社</td> <td>1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>自衛隊への派遣要請手順等の取り決め</u> 1(7) <u>救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>自衛隊への派遣要請手順等の取り決め</u>	第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>自衛隊への派遣要請手順等の取り決め</u> 1(7) <u>救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備</u>	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1)～1(5) (略) (追加)																			
第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1)～1(5) (略) (追加) (追加)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>自衛隊への派遣要請手順等の取り決め</u>																			
第2節 航空災害対策	中部国際空港株式会社	1(1)～1(5) (略) 1(6) <u>自衛隊への派遣要請手順等の取り決め</u> 1(7) <u>救助・救急、消火活動に必要な車両、資器材等の整備</u>																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
39	<p>第4節 道路災害対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(2) 道路の防災対策</p> <p>道路管理者は、道路の防災対策について、第4章第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。</p>	<p>第4節 道路災害対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(2) 道路の防災対策</p> <p>道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。</p>	表記の整理
42	<p>第8節 林野火災対策</p> <p>1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置</p> <p>(3) 森林施業計画等による予防施設の整備</p> <p>森林施業計画を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。</p>	<p>第8節 林野火災対策</p> <p>1 中部森林管理局、県（農林水産部、防災局）、市町村及び森林組合における措置</p> <p>(3) 森林経営計画等による予防施設の整備</p> <p>森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。</p>	表記の整理 （森林法改正）
43	<p>第9節 地下街等の保安対策</p> <p>1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災局、建設部）、県警察及び市町村における措置</p> <p>万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限にくいとめるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。</p>	<p>第9節 地下街等の保安対策</p> <p>1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災局、建設部）、県警察及び市町村における措置</p> <p>万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限にくいと止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。</p>	表記の整理
44	<p>2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置</p> <p>(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備</p> <p>エ 共同防火管理体制の確立</p>	<p>2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置</p> <p>(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備</p> <p>エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任等）</p>	表記の整理 （消防法改正）
46	<p>第4章 建築物等の安全化</p>	<p>第5章 建築物等の安全化</p>	表記の整理
47	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者等における措置</p> <p>災害時におけるライフラインの確保を図るため、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</p>	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	表記の整理 （防災基本計画）
50	<p>5 下水道</p>	<p>5 下水道</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																								
51	<p>下水道事業者は、次の対策を実施する。</p> <p>(2) 災害対策用資機材の確保 災害対策用資機材を<u>平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <p>2 平常時からの対策</p> <p>(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の<u>掌握につとめる。</u></p> <p>3 応急的な対策</p> <p>被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に<u>つとめる。</u></p> <p>5 応急協力体制</p> <p>県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に<u>つとめるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。</u></p>	<p>下水道管理者（<u>県（建設部）及び市町</u>）は、次の対策を実施する。</p> <p>(2) 災害対策用資機材の確保 <u>可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に</u>平時から努めるとともに、定期的に保管状況を<u>点検し、整備する。</u></p> <p>(4) <u>協定の締結</u> <u>発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <p>2 平常時からの対策</p> <p>(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の<u>掌握に努める。</u></p> <p>3 応急的な対策</p> <p>被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に<u>努める。</u></p> <p>5 応急協力体制</p> <p>県は、市町村教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に<u>努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。</u></p>	<p>表記の整理 表記の整理 (防災基本計画の修正) 対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																								
53	<p>第5章 都市の防災性の向上</p> <table border="1" data-bbox="235 1077 1070 1414"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5節 都市排水対策</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水道事業</td> </tr> <tr> <td>第6節 地下空間の浸水対策</td> <td>地下空間の所有者・管理者・占有者、 県、市町村</td> <td>1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の 事前の周知、啓発</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第5節 都市排水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水道事業	第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、 県、市町村	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の 事前の周知、啓発	<p>第6章 都市の防災性の向上</p> <table border="1" data-bbox="1124 1077 1960 1414"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第2章第2節に記載</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第2章第5節に記載</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除)		※第2章第2節に記載		(削除)	(削除)	(削除)		※第2章第5節に記載		<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																									
第5節 都市排水対策	市町村	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水道事業																									
第6節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、 県、市町村	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の 事前の周知、啓発																									
区分	機関名	主な措置																									
(削除)	(削除)	(削除)																									
	※第2章第2節に記載																										
(削除)	(削除)	(削除)																									
	※第2章第5節に記載																										

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）		改正案		改正理由												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 196 651 467">市町村</td> <td data-bbox="651 196 1093 467"> <u>2(1) 浸水被害実績の公表</u> <u>2(2) 浸水予測区域の公表</u> <u>2(3) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> <u>2(4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 467 651 659">地下空間の管理者、市町村</td> <td data-bbox="651 467 1093 659"> <u>3(1) 避難体制の確立</u> <u>3(2) 計画の報告</u> <u>3(3) 計画の公表</u> <u>3(4) 各組織の連携方策の整備</u> <u>3(5) 訓練の実施</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 659 651 742">県、市町村</td> <td data-bbox="651 659 1093 742"> <u>4(1) 浸水防止施設設置の促進</u> <u>4(2) 浸水対策事業の集中的実施</u> </td> </tr> </table>	市町村	<u>2(1) 浸水被害実績の公表</u> <u>2(2) 浸水予測区域の公表</u> <u>2(3) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> <u>2(4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u>	地下空間の管理者、市町村	<u>3(1) 避難体制の確立</u> <u>3(2) 計画の報告</u> <u>3(3) 計画の公表</u> <u>3(4) 各組織の連携方策の整備</u> <u>3(5) 訓練の実施</u>	県、市町村	<u>4(1) 浸水防止施設設置の促進</u> <u>4(2) 浸水対策事業の集中的実施</u>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1384 196 1576 456">(削除)</td> <td data-bbox="1576 196 1973 456">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1384 456 1576 638">(削除)</td> <td data-bbox="1576 456 1973 638">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1384 638 1576 742">(削除)</td> <td data-bbox="1576 638 1973 742">(削除)</td> </tr> </table>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
市町村	<u>2(1) 浸水被害実績の公表</u> <u>2(2) 浸水予測区域の公表</u> <u>2(3) 浸水想定区域内の施設等の公表</u> <u>2(4) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u>																
地下空間の管理者、市町村	<u>3(1) 避難体制の確立</u> <u>3(2) 計画の報告</u> <u>3(3) 計画の公表</u> <u>3(4) 各組織の連携方策の整備</u> <u>3(5) 訓練の実施</u>																
県、市町村	<u>4(1) 浸水防止施設設置の促進</u> <u>4(2) 浸水対策事業の集中的実施</u>																
(削除)	(削除)																
(削除)	(削除)																
(削除)	(削除)																
54	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備 県（建設部）、市町村における措置 (1) 都市における道路の整備 都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。 このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、<u>地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</u> (2) 都市における公園等の整備 都市における<u>大震火災</u>に対する安全性確保のためには、建築物の<u>耐震不燃化</u>とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。 (略)</p>		<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備 県（建設部）、市町村における措置 (1) 都市における道路の整備 都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。 このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、<u>大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</u> (2) 都市における公園等の整備 都市における<u>大規模火災</u>に対する安全性確保のためには、建築物の<u>不燃化</u>とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。 (略)</p>		<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												
55	<p>第5節 都市排水対策</p>		<p>(削除) ※第2章第2節に記載</p>		<p>構成の整理</p>												
56	<p>第6節 地下空間の浸水対策</p>		<p>(削除) ※第2章第5節に記載</p>		<p>構成の整理</p>												
58	<p>第6章 中山間地等における孤立対策 第1節 孤立危険地域の把握</p>		<p>第7章 中山間地等における孤立対策 第1節 孤立危険地域の把握</p>		<p>表記の整理</p>												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																													
60	<p>1 市町村における措置</p> <p>市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落のうち、<u>道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難</u>もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。</p> <p>（削除） ※第3章に統合</p>	表記の整理																													
65	<p>第7章 地盤災害の予防</p>		構成の整理																													
	<p>第8章 防災施設等の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 風水害等災害発生時における<u>救援・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材を事前に整備しておくとともに、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させる必要がある。</u></p>	<p>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 風水害等災害発生時における<u>応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。</u></p>	表記の整理																													
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 774 1070 1316"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災施設・設備及び災害用資機材の整備</td> <td rowspan="3">県、市町村、防災関係機関</td> <td>1(1)、1(2) (略) (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>1(3)～1(5) (略) (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(追加) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略) (追加) (追加)	(追加)	1(3)～1(5) (略) (追加) (追加)			(追加)			(追加) (追加)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 774 1960 1316"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="13">県、市町村、防災関係機関</td> <td>1(1)、1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>1(3) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>1(5) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>1(6)～1(8) (略)</td> </tr> <tr> <td>7 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>10 物資の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>12 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>13 罹災証明書の発行体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略)	1(3) 公的機関の業務継続性の確保	1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等	1(5) 人材の育成等	1(6)～1(8) (略)	7 情報の収集・連絡体制の整備	10 物資の備蓄、調達供給体制の確保	11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	12 災害廃棄物処理に係る事前対策	13 罹災証明書の発行体制の整備	表記の整理
区分	機関名	主な措置																														
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略) (追加) (追加)																														
		(追加)																														
		1(3)～1(5) (略) (追加) (追加)																														
		(追加)																														
		(追加) (追加)																														
区分	機関名	主な措置																														
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	県、市町村、防災関係機関	1(1)、1(2) (略)																														
		1(3) 公的機関の業務継続性の確保																														
		1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等																														
		1(5) 人材の育成等																														
		1(6)～1(8) (略)																														
		7 情報の収集・連絡体制の整備																														
		10 物資の備蓄、調達供給体制の確保																														
		11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																														
		12 災害廃棄物処理に係る事前対策																														
		13 罹災証明書の発行体制の整備																														
			<p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p>																												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加) ※第1章第1節に記載されている内容</p> <p>(第1章 防災協働社会の形成推進)</p> <p>(第1節 防災協働社会の形成推進)</p> <p>(1 県（防災局、各部署）及び市町村における措置)</p> <p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 防災中枢機能の充実</p>	<p>(3) 公的機関の業務継続性の確保</p> <p>ア 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>イ 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>③電気・水・食料等の確保</p> <p>④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> <p>⑤重要な行政データのバックアップ</p> <p>⑥非常時優先業務の整理</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(5) 人材の育成等</p> <p>県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p>	<p>記載箇所の変更（防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加（防災基本計画）</p> <p>対策の追加（防災基本計画）</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
66	<p>(4) 浸水対策用資器材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な<u>く</u>い、土のう、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p>	<p>(7) 浸水対策用資器材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な<u>く</u>い木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p>	表記の整理
66	<p>(5) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置 ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市町村（一部事務組合を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市町村が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。</p>	<p>(8) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p>(5) 防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置 ウ 防災ヘリコプターの運航にあたり、消防業務にも有効活用するため、市町村（一部事務組合<u>及び広域連合</u>（以下「一部事務組合等」という。）を含む。）消防職員を県職員に任命（併任）し、県、市町村が一体となった防災活動を遂行する体制を整備する。</p>	表記の整理 表記の整理
67	<p>4 消防機関（市町村）における措置</p> <p>消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>（略）</p>	<p>4 消防機関（市町村）における措置</p> <p>消防ポンプ自動車、<u>救助・救急用資器材</u>等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>（略）</p>	表記の整理
68	<p>7 通信施設・設備等 （追加）</p> <p>（追加） （追加）</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努め、</p> <p>（追加） 万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。</p>	<p>7 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) <u>情報の収集・連絡体制</u> 県及び市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>(2) <u>通信施設・設備等</u> ア <u>通信施設の防災構造化等</u> 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、<u>電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u></p> <p>イ <u>通信施設の非常用発電機</u> 万一通信施設に被害が発生した場合に備え、<u>非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。</u></p>	表記の整理 （防災基本計画） 表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(168)	<p>(追加) また、大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</p> <p>(追加) なお、県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>8 救助施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p>9 その他施設・設備等 (追加) ※第3編第10章第2節、第3節に記載されている内容を整理 (第3編 災害応急対策) (第10章 水・食品・生活必需品等の供給) (第2節 食品の供給)</p> <p>1 市町村における措置 (1) 市町村は、自ら炊出し、その他による食品の給与を実施するものとする。 (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</p> <p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置 (1) 県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あっせん措置を講じる。</p>	<p><u>ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備</u> 大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</p> <p><u>エ 防災情報システムの整備</u> 県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>8 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 また、<u>県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</u> <u>県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。</u></p> <p>9 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等</p> <p>10 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画)</p> <p>表記の整理 対策の追加 (防災基本計画)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
<p>(170)</p>	<p>(2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に<u>応援するよう指示する。</u></p> <p>(第 3 編 災害応急対策) (第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給) (第 3 節 生活必需物資の供給)</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。 <u>なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。</p> <p>(3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な<u>応援を要請する。</u></p> <p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) 県は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>(2) 県は災害時に迅速に生活必需物資を調達あつせんできるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <p>(3) 県は、災害の状況により、中部経済産業局に物資の調達を、自衛隊に物資の供給の実施を要請する。</p> <p>(4) 県は、特に必要と認めるときは、市町村に対し、他市町村の生活必需物資供給活動の<u>応援を要請する。</u></p> <p>(追加) (追加) (追加) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>する。</p> <p><u>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p>(3) 市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <p>(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を<u>確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 8「<u>必需物資の備蓄</u>」 ◆ 附属資料第 8「<u>協定による応急生活物資供給</u>」 ◆ 附属資料第 8「<u>主食・副食・調味料の調達斡旋</u>」 ◆ 附属資料第 15「<u>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）</u>」 ◆ 附属資料第 15「<u>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県パン協同組合・敷島製パン㈱・フジパン㈱・山崎製パン㈱名古屋工場）</u>」 ◆ 附属資料第 15「<u>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対コンビニ 8 社）</u>」</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(253)	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加) ※第 3 編第 2 5 章第 4 節に記載されている内容を整理</p> <p>(第 3 編 災害応急対策)</p> <p>(第 2 5 章 住宅対策)</p> <p>(第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営)</p> <p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(2) <u>建設用地の確保</u> <u>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p>	<p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対大手スーパー12社）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</p> <p>1 1 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</p> <p><u>(1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><u>なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p>
(173)	<p>(追加) ※第 3 編第 1 1 章第 2 節に記載されている内容を整理</p> <p>(第 3 編 災害応急対策)</p> <p>(第 1 1 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策)</p> <p>(第 2 節 廃棄物処理計画)</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p><u>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</u> <u>県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成17年4月1日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成21年3月25日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</u> <u>また、愛知県フロン回収・処理推進協議会と被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収について、平成17年4月1日付けで「災害時等におけるフロン類の回収に関する協定」を締結している。</u> <u>県は、これらの協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるため、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者</u></p>	<p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p><u>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定</u> <u>市町村は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u></p> <p><u>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</u> <u>県（環境部）は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>の団体等の連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」</p> <p>(2) 事業者に対する指導</p> <p><u>産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p><u>また、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</u></p>	<p><u>を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。</u></p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進</p> <p><u>中部地方環境事務所、県（環境部）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。</u></p> <p><u>なお、県は、次の協定を締結している。</u></p> <p>ア <u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定</u></p> <p>・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援</p> <p>・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成 26 年 1 月 1 日）</p> <p>イ <u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u></p> <p>・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分</p> <p>・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（平成 17 年 4 月 1 日付け） 愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け）</p> <p>ウ <u>災害時等におけるフロン類の回収に関する協定</u></p> <p>・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収</p> <p>・相手方 愛知県フロン回収・処理推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（県内市町村等）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業協同組合）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県産業廃棄物協会）」</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																														
<p>(263)</p> <p>69</p>	<p>(追加) ※第 4 編第 1 章第 1 節に記載されている内容を整理 (第 4 編 災害復旧) (第 1 章 民生安定のための緊急措置) (第 1 節 義援金その他資金等による支援)</p> <p>2 市町村における措置 (2) 罹災証明書の交付等 <u>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>第 9 章 避難行動の促進対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 927 1072 1409"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 避難場所及び避難路の指定等</td> <td>(略)</td> <td>1 避難場所の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 節 避難に関する意識啓発</td> <td>(略)</td> <td>(1) 避難場所等の広報 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 避難場所及び避難路の指定等	(略)	1 避難場所の指定 2 避難路の選定	第 3 節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 避難場所等の広報 (2) (略)	<p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」 ◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」</p> <p>1 3 罹災証明書の発行体制の整備 <u>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p>第 9 章 避難行動の促進対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 927 1962 1409"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等</td> <td>(略)</td> <td>1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 5 節 避難に関する意識啓発</td> <td>(略)</td> <td>(1) 緊急避難場所等の広報 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等	(略)	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) (略)	<p>対策の追加 (防災基本計画)</p>
区分	機関名	主な措置																															
第 2 節 避難場所及び避難路の指定等	(略)	1 避難場所の指定 2 避難路の選定																															
第 3 節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 避難場所等の広報 (2) (略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等	(略)	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定																															
第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第 5 節 避難に関する意識啓発	(略)	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) (略)																															

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
70	<p>第2節 避難場所及び避難路の指定等 市町村における措置 1 避難場所の指定 市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(1) 広域避難場所の選定 市町村長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、<u>確保しておくものとする。</u></p> <p>(2) 広域避難場所標識の設置等 <u>広域避難場所を指定した市町村は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。</u></p> <p>(3) 一時避難場所の確保 市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。</p> <p>2 避難路の選定 避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p>	<p>第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 市町村における措置 1 緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 <u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u> <u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(1) 広域避難場所 市町村長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。<u>なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</u></p> <p>(略) (削除)</p> <p>(2) 一時避難場所 市町村は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として<u>選定し、確保する。</u></p> <p>2 避難路の選定 <u>緊急避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p>	<p>表記の整理 （防災基本計画の修正等）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
71	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(追加) ※第3編第2章第2節に記載されている内容</p> <p>(第3編 災害応急対策)</p> <p>(第2章 避難行動)</p> <p>(第2節 避難の勧告・指示)</p> <p>(7 避難の勧告・指示等の時期)</p> <p>(3) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</p> <p>市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p>	<p><u>カ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</u></p> <p><u>(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p><u>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</u></p> <p><u>(ウ) 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</u></p> <p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</p> <p>市町村は、避難勧告又は指示を行う際（<u>土砂災害については、それらを解除する際も含む</u>）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p>	<p>記載箇所の変更</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
72	<p>(略)</p> <p>イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) 避難場所や避難所の秩序保持 (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発 市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(1) 避難場所等の広報</p> <p>避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア 避難場所、避難所の名称</p> <p>イ 避難場所、避難所の所在位置</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 避難場所、避難所への経路</p> <p>オ 避難場所、避難所の区分</p> <p>カ その他必要な事項 (追加)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識 (追加)</p>	<p>(略)</p> <p>イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ <u>緊急</u>避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p>オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の管理に関する事項 (ア) <u>緊急</u>避難場所や避難所の秩序保持 (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急</u>避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発 市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</p> <p>(1) <u>緊急</u>避難場所等の広報</p> <p><u>緊急</u>避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ア <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称</p> <p>イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の所在位置</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路</p> <p>オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の区分</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>・<u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと</u></p> <p>・<u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること</u></p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>・<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u></p> <p>・<u>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>ウ 避難場所、避難所滞在中の心得 (追加)</p>	<p>所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得 <u>(3) その他</u> 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p>	<p>表記の整理 対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
75	<p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 市町村における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 市町村における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>
76	<p>第 2 節 要配慮者支援対策 県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (イ) 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、要配慮者の<u>なか</u>から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する<u>こと</u>。その際、設定した要件から</p>	<p>第 2 節 要配慮者支援対策 県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (イ) 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、要配慮者の<u>中</u>から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあて</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																						
79	<p>あてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できる<u>こととする</u>こと。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する<u>こと</u>。 (追加)</p> <p>第11章 広域応援体制の整備 ■ 基本方針 ○ (略)</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 810 1070 1445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域応援体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) <u>災害時等の応援に関する協定(9県1市)</u> 1(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 1(3) (略) 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>救援隊等による協力体制の整備</u></td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u> 1(4) <u>愛知 DMAT による医療救護活動</u> (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>災害時等の応援に関する協定(9県1市)</u> 1(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 1(3) (略) 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	(略)	(略)	第3節 <u>救援隊等による協力体制の整備</u>	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u> 1(4) <u>愛知 DMAT による医療救護活動</u> (追加)	<p>はまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できる<u>ものとする</u>。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。 <u>ウ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>第11章 広域応援体制の整備 ■ 基本方針 ○ (略)</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1124 810 1937 1445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 広域応援体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) <u>応援要請手続きの整備</u> (削除) 1(2) (略) 1(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 <u>応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u></td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>県内の広域消防相互応援</u> 1(4) <u>医療救護活動の広域応援</u> 1(5) <u>自衛隊</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>応援要請手続きの整備</u> (削除) 1(2) (略) 1(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u>	(略)	(略)	第3節 <u>応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u>	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>県内の広域消防相互応援</u> 1(4) <u>医療救護活動の広域応援</u> 1(5) <u>自衛隊</u>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																							
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>災害時等の応援に関する協定(9県1市)</u> 1(2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 1(3) (略) 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備																							
	(略)	(略)																							
第3節 <u>救援隊等による協力体制の整備</u>	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u> 1(4) <u>愛知 DMAT による医療救護活動</u> (追加)																							
区分	機関名	主な措置																							
第2節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1) <u>応援要請手続きの整備</u> (削除) 1(2) (略) 1(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u>																							
	(略)	(略)																							
第3節 <u>応援部隊等に係る広域応援体制の整備</u>	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>県内の広域消防相互応援</u> 1(4) <u>医療救護活動の広域応援</u> 1(5) <u>自衛隊</u>																							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 196 501 252">(略)</td> <td data-bbox="501 196 689 252">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 252 501 331">(追加)</td> <td data-bbox="501 252 689 331">(追加)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(追加)	(追加)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 196 1388 252">(略)</td> <td data-bbox="1388 196 1576 252">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 252 1388 331">中部地方整備局</td> <td data-bbox="1576 252 1944 331">3 緊急災害対策派遣隊等</td> </tr> </table>	(略)	(略)	中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等	
(略)	(略)										
(追加)	(追加)										
(略)	(略)										
中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等										
	<p>第 1 節 資料の整備 県（防災局）及び指定地方行政機関における措置 (略)</p> <p>第 2 節 広域応援体制の整備 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (追加)</p> <p>(1) <u>災害時等の応援に関する協定</u> 県は、中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市の以下「県市」という。）において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて、「災害時等の応援に関する協定」を締結している。 県市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」 (2) <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</u> 県は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を締結している。県は、この協定に基づく広域応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」</p>	<p>第 1 節 資料の整備 県（防災局）及び指定地方行政機関における措置 (略)</p> <p>◆ 附属資料第 7「災害対策基本法第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料」 ◆ 附属資料第 7「市町村別専門技術職員数」</p> <p>第 2 節 広域応援体制の整備 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (1) <u>応援要請手続きの整備</u> 県及び市町村は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(2) <u>応援協定の締結等</u> ア <u>相互応援協定</u> 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 なお、県は、次の協定を締結している。 ①災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市） ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p> <p>表記の整理</p>								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
80	<p>(3) 応援協定の締結等</p> <p>県及び市町村は、<u>災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 8 条、第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」</p> <p>(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 (追加)</p> <p>県及び市町村は、<u>大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 6「防災活動拠点」</p> <p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(2) 広域航空消防応援</p> <p>県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</p>	<p><u>イ 民間団体等との協定</u></p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、<u>民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p><u>ア 防災活動拠点の確保等</u></p> <p>県及び市町村は、<u>円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 訓練、検証等</u></p> <p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、<u>各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」</p> <p>◆ 附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」</p> <p>◆ 附属資料第 6「防災活動拠点」</p> <p>第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</p> <p>1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置</p> <p>(2) 広域航空消防応援</p> <p>県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう<u>実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理 主体の追加 表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	<p>◆附属資料第 15「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」</p> <p>(3) <u>愛知県広域消防相互応援協定</u> 市町村は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県内広域消防相互応援協定」 ◆ 附属資料第 15「愛知県消防広域応援基本計画」 ◆ 附属資料第 15「四県一市航空消防防災相互応援協定」 ◆ 附属資料第 7「災害対策基本法第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料」 ◆ 附属資料第 7「市町村別専門技術職員数」</p> <p>(4) <u>愛知県 DMAT による医療救護活動</u></p> <p>県は、<u>愛知県内外</u>で大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT 設置運営要領」 ◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT に関する協定」 (追加)</p>	<p>◆ 附属資料第 15「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」 ◆ 附属資料第 15「<u>四県一市航空消防防災相互応援協定</u>」</p> <p>(3) <u>県内</u>の広域消防相互応援 市町村は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>実践的な訓練等</u>を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県内広域消防相互応援協定」 ◆ 附属資料第 15「愛知県消防広域応援基本計画」</p> <p>(4) <u>医療救護活動広域応援</u> 県は、<u>中部 9 県 1 市</u>で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、<u>医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入について相互に応援することを定めている。</u> 県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知 DMAT 設置運営要領」及び「愛知 DMAT に関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等</u>を通じて、<u>救急医療活動等の支援体制の整備</u>に努めるものとする。 <u>また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「<u>災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）</u>」 ◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT 設置運営要領」 ◆ 附属資料第 15「愛知 DMAT に関する協定」</p> <p>(5) <u>自衛隊</u> 県は、<u>自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。</u> <u>また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加</p>

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																								
81	<p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県警察は、<u>大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</u></p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1) 県警察は、<u>実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>3 中部地方整備局における措置</p> <p><u>中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>表記の整理 （防災基本計画） 対策の追加 （防災基本計画の修正）</p>																								
82	<p>第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(追加)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 1042 1072 1394"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 防災訓練の実施</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>県、市町村、 県警察</td> <td>(1) (略) (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> (略)		(略)	(略)	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)	<p>第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 国、県及び市町村は、<u>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、<u>要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 1042 1960 1394"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 防災訓練の実施</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)～1(4) (略) 1(3) 防災訓練の指導協力 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>県、市町村、 県警察</td> <td>(1) (略) (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1 節 防災訓練の実施</p>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)～1(4) (略) 1(3) 防災訓練の指導協力 (略)		(略)	(略)	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)	<p>方針の追加 （防災基本計画の修正） 表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																									
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)、1(2) (略) 1(3) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> (略)																									
	(略)	(略)																									
第 2 節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>広報</u> (略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1)～1(4) (略) 1(3) 防災訓練の指導協力 (略)																									
	(略)	(略)																									
第 2 節 防災のための意識啓発・広報	県、市町村、 県警察	(1) (略) (2) 防災に関する <u>知識の普及</u> (略)																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
83	<p>1 県（防災局、各一部局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練 ウ 避難・救助訓練 (略)</p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>(3) <u>防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力</u> 県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p>	<p>1 県（防災局、各一部局）及び市町村等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練 ウ 避難・救助訓練 (略)</p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、<u>土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）</u>についても実施に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力 県及び市町村は、<u>居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p><u>また、</u>防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p>	<p>表記の整理 (防災基本計画の修正) 対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>
84	<p>(5) 図上訓練等 県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び<u>支部</u>において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略) エ 地域の避難場所、避難路に関する知識 (追加) (追加) (追加)</p> <p>オ (略) カ 家庭における防災の話し合い</p>	<p>(5) 図上訓練等 県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び<u>方面本部</u>等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報 県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略) エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 オ 警報等や避難指示等の意味と内容 カ <u>警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</u> キ <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u> ク (略) ケ 家庭における防災の話し合い（<u>災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）</u>）について、あらかじめ決めておくこ</p>	<p>表記の整理 主体の追加 表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由												
85	<p>キ（略）</p> <p>(2) 防災に関する広報 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3 日以上（可能な限り 1 週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p><u>と）</u> コ（略）</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 <u>県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</u> <u>また、</u>県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、<u>可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>表記の整理</p>												
87	<p>第 1 3 章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>3 調査研究成果の活用 調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して<u>ひろく</u>関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。</p>	<p>第 1 3 章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>3 調査研究成果の活用 調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して<u>広く</u>関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。</p>	<p>表記の整理</p>												
89	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 1101 1057 1257"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(6)（略） (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6)（略） (追加)	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 1101 1946 1257"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(6)（略） <u>1(7) 国の現地災害対策本部との調整</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6)（略） <u>1(7) 国の現地災害対策本部との調整</u>	
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6)（略） (追加)													
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1)～1(6)（略） <u>1(7) 国の現地災害対策本部との調整</u>													
90	<p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置 (追加)</p>	<p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置 <u>(7) 国の現地災害対策本部との調整</u> <u>国の現地災害対策本部が設置された場合は、国に対する支援の要請や相互の情報共有等を図るため、合同会議の開催等必要な連絡調整を行う。</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p>												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																
94	<p>(追加)</p> <p>第 2 章 避難行動</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="235 805 1057 1441"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台</td> <td>○特別警報・警報の発表・伝達</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	気象台	○特別警報・警報の発表・伝達		→	(追加)				県	○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行		→	<p>3 防災関係機関における措置</p> <p>(3) 惨事ストレス対策</p> <p>ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p>イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第 2 章 避難行動</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</p> <p>○ 避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1124 805 1946 1441"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象台</td> <td>○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>整備局 中部地方</td> <td>○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達		→	整備局 中部地方	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達		→	県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行		→	<p>対策の追加 (防災基本計画)</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達		→																																
(追加)																																			
県	○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行		→																																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達		→																																
整備局 中部地方	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達		→																																
県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行		→																																

風水害等災害対策計画

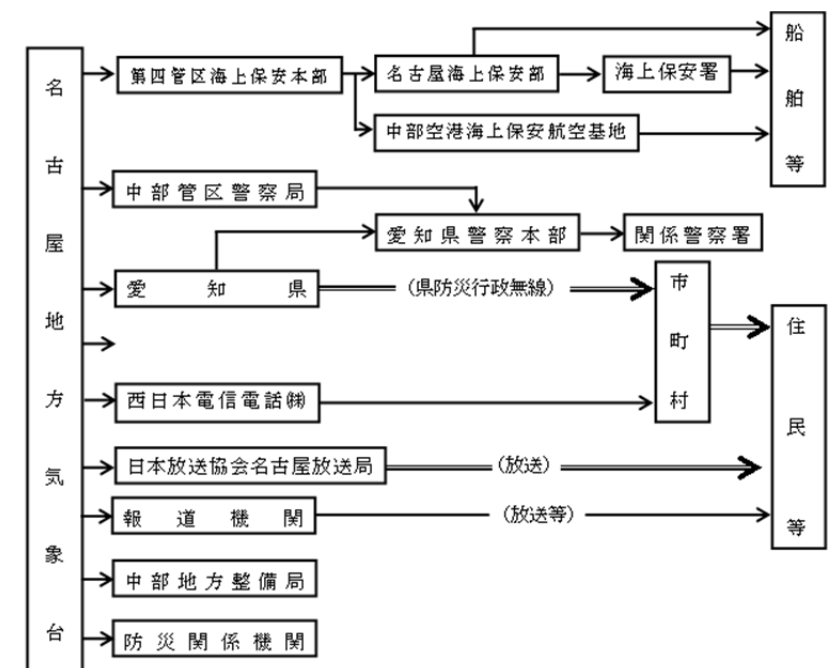
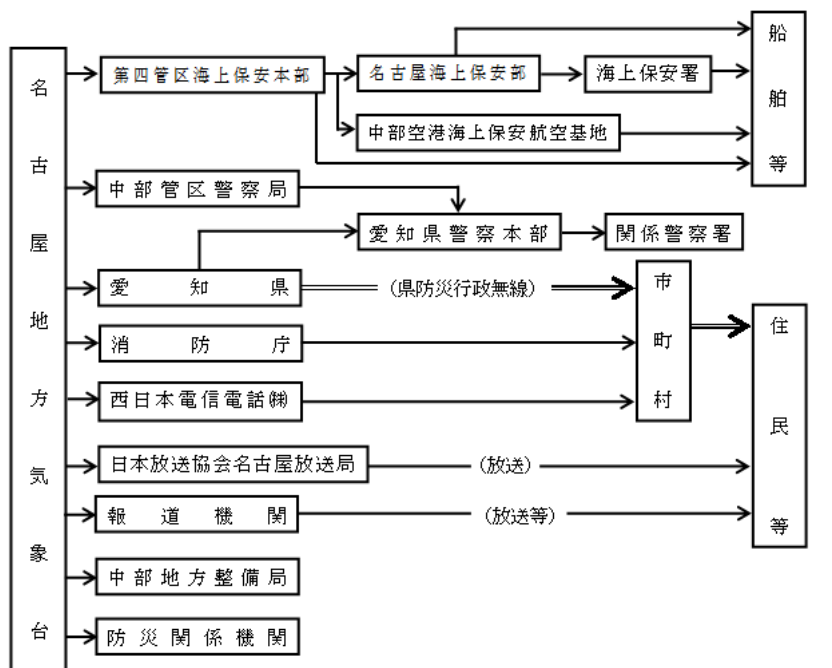
頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由																																																
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 261 501 300">区分</th> <th data-bbox="501 261 680 300">機関名</th> <th data-bbox="680 261 1055 300">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 300 501 485">第1節 気象警報等の伝達</td> <td data-bbox="501 300 680 485">名古屋地方 気象台</td> <td data-bbox="680 300 1055 485">1 (略) (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 485 680 639">(追加)</td> <td data-bbox="680 485 1055 639">(追加) (追加) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 639 680 948">県</td> <td data-bbox="680 639 1055 948">(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) 2 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 948 680 1066">西日本電信 電話株式会 社</td> <td data-bbox="680 948 1055 1066">3 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 1066 680 1184">日本放送協 会名古屋放 送局</td> <td data-bbox="680 1066 1055 1184">4 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 1184 680 1259">市町村</td> <td data-bbox="680 1184 1055 1259">5 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="501 1259 680 1377">その他防災 関係機関</td> <td data-bbox="680 1259 1055 1377">6 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達	名古屋地方 気象台	1 (略) (追加) (追加)		(追加)	(追加) (追加) (追加)		県	(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) 2 (略)		西日本電信 電話株式会 社	3 (略)		日本放送協 会名古屋放 送局	4 (略)		市町村	5 (略)		その他防災 関係機関	6 (略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1124 236 1391 274">区分</th> <th data-bbox="1391 236 1568 274">機関名</th> <th data-bbox="1568 236 1942 274">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 274 1391 472">第1節 気象警報等の発表、 伝達</td> <td data-bbox="1391 274 1568 472">名古屋地方 気象台</td> <td data-bbox="1568 274 1942 472">1 (略) 2(1)(2) 洪水予報の発表・伝 達 5 土砂災害警戒情報の発 表・伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 472 1568 627">中部地方整 備局</td> <td data-bbox="1568 472 1942 627">2(1) 洪水予報の発表・伝達 4 水防警報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発 表・伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 627 1568 935">県</td> <td data-bbox="1568 627 1942 935">2(2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発 表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発 表・伝達 7 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 935 1568 1051">西日本電信 電話株式会 社</td> <td data-bbox="1568 935 1942 1051">8 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 1051 1568 1185">日本放送協 会名古屋放 送局</td> <td data-bbox="1568 1051 1942 1185">9 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 1185 1568 1260">市町村</td> <td data-bbox="1568 1185 1942 1260">10 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1391 1260 1568 1398">その他防災 関係機関</td> <td data-bbox="1568 1260 1942 1398">11 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の発表、 伝達	名古屋地方 気象台	1 (略) 2(1)(2) 洪水予報の発表・伝 達 5 土砂災害警戒情報の発 表・伝達		中部地方整 備局	2(1) 洪水予報の発表・伝達 4 水防警報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発 表・伝達		県	2(2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発 表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発 表・伝達 7 (略)		西日本電信 電話株式会 社	8 (略)		日本放送協 会名古屋放 送局	9 (略)		市町村	10 (略)		その他防災 関係機関	11 (略)	
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 気象警報等の伝達	名古屋地方 気象台	1 (略) (追加) (追加)																																																	
	(追加)	(追加) (追加) (追加)																																																	
	県	(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) 2 (略)																																																	
	西日本電信 電話株式会 社	3 (略)																																																	
	日本放送協 会名古屋放 送局	4 (略)																																																	
	市町村	5 (略)																																																	
	その他防災 関係機関	6 (略)																																																	
区分	機関名	主な措置																																																	
第1節 気象警報等の発表、 伝達	名古屋地方 気象台	1 (略) 2(1)(2) 洪水予報の発表・伝 達 5 土砂災害警戒情報の発 表・伝達																																																	
	中部地方整 備局	2(1) 洪水予報の発表・伝達 4 水防警報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発 表・伝達																																																	
	県	2(2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発 表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発 表・伝達 7 (略)																																																	
	西日本電信 電話株式会 社	8 (略)																																																	
	日本放送協 会名古屋放 送局	9 (略)																																																	
	市町村	10 (略)																																																	
	その他防災 関係機関	11 (略)																																																	

風水害等災害対策計画

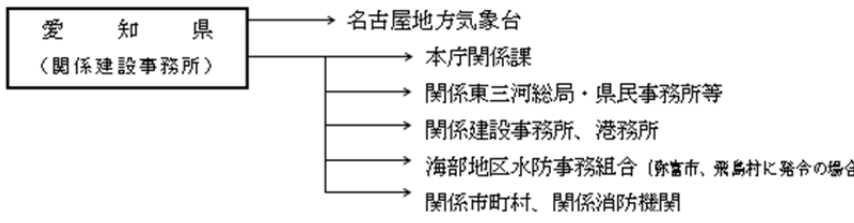
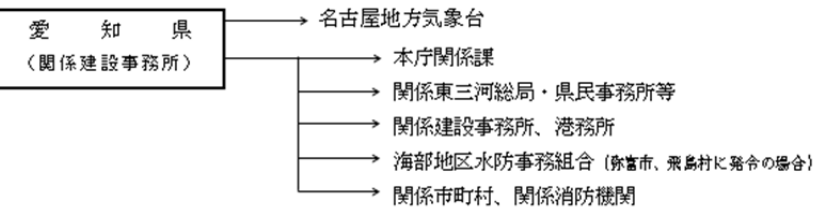
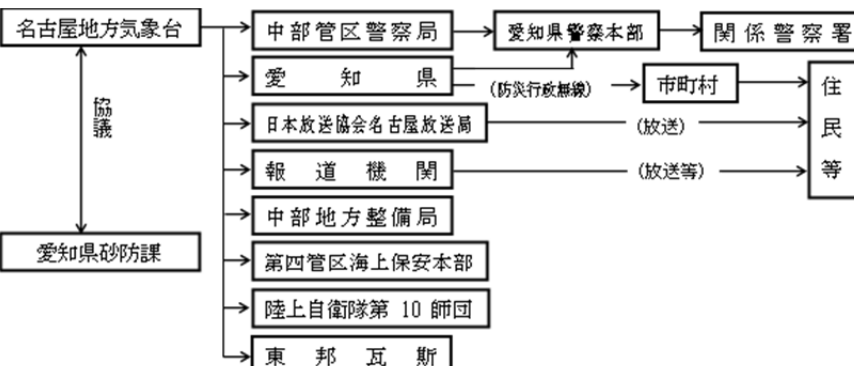
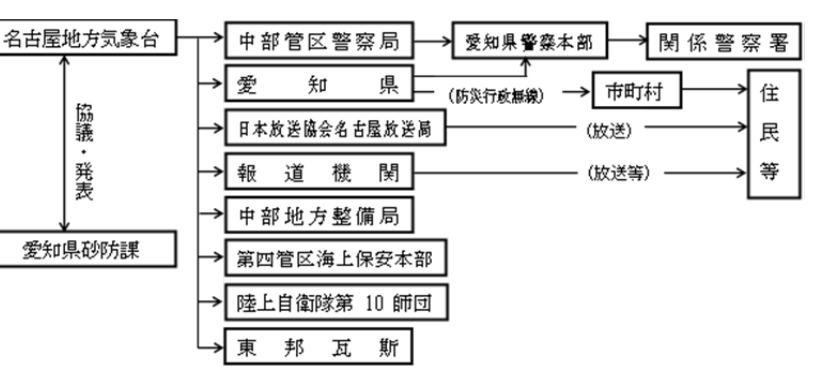
頁	現行（平成27年6月修正）		改正案		改正理由		
	第2節 避難の勧告・指示	市町村	1(1)～1(4) (略) 1(5) 広域一時滞在に係る協 議	第2節 避難の勧告・指示	市町村	1(1)～1(4) (略) (削除) ※第9章に記載	
		県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1)～3(7) (略) 3(8) 広域一時滞在に係る協 議等		県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1)～3(7) (略) (削除) ※第9章に記載	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(追加)	(追加)		名古屋地方 気象台、中部 地方整備局	6(1) 市町村長への助言	
		自衛隊（自衛官）	6(1) (略) 6(2) (略)		自衛隊（自衛官）	7(1) (略) 7(2) (略)	
95	第1節 気象警報等の伝達 (追加)		第1節 気象警報等の発表、伝達 2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設部）及び名古屋地方気象台等における措置）		対策の追加		
	(追加)		(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。 3 水位情報の周知（県（建設部）における措置） 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が避難判断水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、そ		対策の追加		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
	(追加)	<p>の旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</p> <p>4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置）</p> <p>(1) 中部地方整備局は、木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 県は、新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	対策の追加
	(追加)	<p>5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設部）における措置）</p> <p>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する。</p>	対策の追加
	(追加)	<p>6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置）</p> <p>中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知するとともに、県民に周知する。</p>	対策の追加
96	<p>2 県（防災局）における措置</p> <p>3 西日本電信電話株式会社における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。</p> <p>なお、当該業務は、NTTマーケティングアクト福岡104 センタで行う。</p> <p>4 日本放送協会名古屋放送局における措置</p> <p>5 市町村における措置</p> <p>6 その他の防災関係機関における措置</p> <p>7 気象警報等の伝達系統</p>	<p>7 県（防災局）における措置</p> <p>8 西日本電信電話株式会社における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。</p> <p>9 日本放送協会名古屋放送局における措置</p> <p>10 市町村における措置</p> <p>11 その他の防災関係機関における措置</p> <p>12 気象警報等の伝達系統</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
97	<p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p>  <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 気象庁本庁から西日本電信電話(株)(NTTマーケティングアクト福岡104センタ)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 	<p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p>  <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 	<p>第四管区海上保安部から直接、船舶等へ伝達する線を追加</p> <p>日本放送協会名古屋放送局から住民等への矢印を一本線に修正</p>
98	<p>図2 洪水予報</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センタで行っている。</p>	<p>図2 洪水予報</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p>
99	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センタで行っている。</p>	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>(削除)</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
101	<p>図 3 水防警報</p> <p>イ 知事の発表する水防警報</p> <p>・愛知県沿岸水防警報</p> 	<p>図 3 水防警報</p> <p>イ 知事の発表する水防警報</p> <p>・愛知県沿岸高潮水防警報</p> 	<p>「愛知県沿岸水防警報」を「愛知県沿岸高潮水防警報」に修正</p>
103	<p>図 5 土砂災害警戒情報</p>  <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県建設部と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>図 5 土砂災害警戒情報</p>  <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>「協議」を「協議・発表」に修正</p>
104	<p>第 2 節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (追加)</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</p>	<p>第 2 節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>ア 避難勧告・避難指示</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
105	<p>(追加) また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>(追加) なお、<u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) <u>広域一時滞在に係る協議</u> 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、<u>避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難のための立退きの勧告等</u>に際し助言を求めら</p>	<p><u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u></p> <p><u>また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u></p> <p><u>イ 避難準備情報</u> 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p><u>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</u></p> <p><u>ウ 屋内避難</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p><u>エ 対象地域の設定</u> <u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p><u>オ 事前の情報提供</u> <u>避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p><i>(削除) ※第9章第1節に記載</i></p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難指示、避難勧告の対象地域、判断時期等につ</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>対策の追加</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>表記の整理 （防災基本計</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
106	<p>れた場合は、必要な助言を行う。</p> <p><u>(8) 広域一時滞在に係る協議等</u></p> <p>県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。</p> <p>県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p> <p>（追加）</p>	<p>いて助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>（削除） ※第 9 章第 1 節に記載</p>	<p>画の修正)</p> <p>記載箇所の変更</p>
107	<p>6 自衛隊（自衛官）における措置</p> <p>7 避難の勧告・指示等の時期</p> <p><u>(1) 避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</u></p> <p><u>(2) 避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p><u>(3) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p>	<p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p><u>(1) 市町村長への助言</u></p> <p>名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村長から避難指示、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>7 自衛隊（自衛官）における措置</p> <p>（削除） ※本節 1（1）に記載</p> <p>（削除） ※本節 1（1）に記載</p> <p>（削除） ※第 2 編第 9 章第 3 節に記載</p>	<p>表記の整理</p> <p>（防災基本計画の修正）</p> <p>記載箇所の変更</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
108	<p>9 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 (追加)</p> <p>第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 (1) 市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。 (追加)</p> <p><u>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u> <u>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u></p>	<p>9 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 <u>エ 人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</u></p> <p>第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、<u>次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</u> <u>ア 避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める</u> <u>イ できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う</u> <u>ウ 避難行動要支援者の避難を優先して行う</u> <u>エ 避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。</u></p>	<p>表記の整理 （防災基本計画の修正）</p> <p>表記の整理 （防災基本計画の修正）</p>
109	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ■ 基本方針 (追加)</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、災害に関する情報の<u>発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u></p> <p>○ 県、市町村及び関係機関は、相互に<u>密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</u></p> <p>○ 県、市町村及び防災関係機関は、<u>災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</u></p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ■ 基本方針 <u>○ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。</u></p> <p>○ 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の<u>収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</u></p> <p>○ 県、市町村及び関係機関は、相互に<u>連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u></p> <p>○ 県、市町村及び防災関係機関は、<u>重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送</u></p>	<p>方針の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

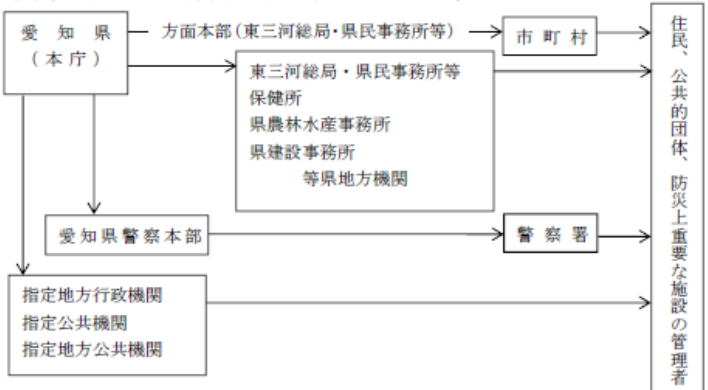
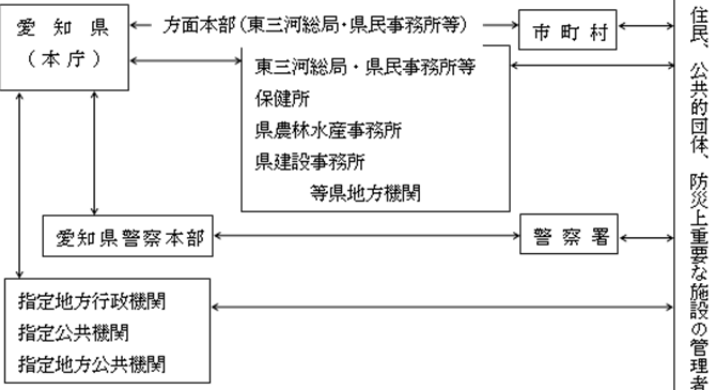
頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																		
	<p>○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u></p> <p>○ <u>各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。</u></p> <p>○ <u>各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="235 582 1070 737"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>○被害状況等の情報収集及び県等への<u>通報</u>（以下略）</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 778 1093 1430"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>市町村</td> <td>1(1) <u>承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報</u> 1(2) <u>被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> 1(3) (略) 1(4) <u>即報基準に該当する火災、災害の報告</u> 1(5) <u>災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> 1(6) <u>被災者台帳の作成</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2(1) <u>市町村への職員派遣及び情報収集</u> 2(2) <u>方面本部構成機関から県関係部局への連絡</u> 2(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市町村		○被害状況等の情報収集及び県等への <u>通報</u> （以下略）	→	区分	機関名	主な措置	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) <u>承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報</u> 1(2) <u>被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> 1(3) (略) 1(4) <u>即報基準に該当する火災、災害の報告</u> 1(5) <u>災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> 1(6) <u>被災者台帳の作成</u>		県	2(1) <u>市町村への職員派遣及び情報収集</u> 2(2) <u>方面本部構成機関から県関係部局への連絡</u> 2(3) (略)	<p>事業者への放送の依頼等を行う。</p> <p>○ <u>被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。</u></p> <p>○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1124 582 1960 737"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>○被害状況等の情報収集及び県への<u>報告</u>（以下略）</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 778 1944 1430"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>市町村</td> <td>1(1) <u>被害情報の収集</u> 1(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 1(3) (略) 1(4) <u>火災、災害即報要領に基づく報告</u>（削除） 1(5) <u>被災者台帳の作成</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>2(1) <u>市町村への職員派遣による情報収集</u> 2(2) <u>方面本部構成機関による情報収集等</u> 2(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市町村		○被害状況等の情報収集及び県への <u>報告</u> （以下略）	→	区分	機関名	主な措置	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) <u>被害情報の収集</u> 1(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 1(3) (略) 1(4) <u>火災、災害即報要領に基づく報告</u> （削除） 1(5) <u>被災者台帳の作成</u>		県	2(1) <u>市町村への職員派遣による情報収集</u> 2(2) <u>方面本部構成機関による情報収集等</u> 2(3) (略)	<p>表記の整理 （防災基本計画） 表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																		
市町村		○被害状況等の情報収集及び県等への <u>通報</u> （以下略）	→																																		
区分	機関名	主な措置																																			
第 1 節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) <u>承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報</u> 1(2) <u>被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報</u> 1(3) (略) 1(4) <u>即報基準に該当する火災、災害の報告</u> 1(5) <u>災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告</u> 1(6) <u>被災者台帳の作成</u>																																			
	県	2(1) <u>市町村への職員派遣及び情報収集</u> 2(2) <u>方面本部構成機関から県関係部局への連絡</u> 2(3) (略)																																			
機関名	事前	被害発生中	事後																																		
市町村		○被害状況等の情報収集及び県への <u>報告</u> （以下略）	→																																		
区分	機関名	主な措置																																			
第 1 節 被害状況等の収集・伝達	市町村	1(1) <u>被害情報の収集</u> 1(2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 1(3) (略) 1(4) <u>火災、災害即報要領に基づく報告</u> （削除） 1(5) <u>被災者台帳の作成</u>																																			
	県	2(1) <u>市町村への職員派遣による情報収集</u> 2(2) <u>方面本部構成機関による情報収集等</u> 2(3) (略)																																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）		改正案		改正理由
		<p>2(4) <u>内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 2(5) (略)</p>		<p>2(4) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</u> 2(5) <u>市町村への連絡</u> 2(6) <u>ライフライン事業者への情報提供</u> 2(7) <u>人的被害の数の一元的な集約・調整</u> 2(8) (略)</p>	
110	<p>第 1 節 被害状況等の収集・伝達 1 市町村の措置 (1) <u>市町村長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。</u> (追加) この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 (2) (略) (追加) (3) (略) (4) (略)</p>		<p>第 1 節 被害状況等の収集・伝達 1 市町村の措置 (1) <u>被害情報の収集</u> 市町村長は、<u>人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。</u> <u>特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</u> <u>なお、収集に当たっては119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。</u> (2) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</u> 市町村長は、<u>災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</u> この場合において、市町村長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>行方不明者の情報収集</u> (略) (4) <u>火災、災害即報要領に基づく報告</u> ア (略) イ (略)</p>		<p>対策の追加 （防災基本計画の修正） 対策の追加 （防災基本計画の修正） 表記の整理 表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
111	<p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集<u>伝達</u>を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>2 県（防災局、関係部局）の措置</p> <p>(1) <u>市町村への職員派遣による情報収集</u> (略)</p> <p>(2) <u>方面本部構成機関による情報収集等</u> (略)</p> <p>(3) <u>防災ヘリコプター等による災害状況の収集</u> 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</p> <p>(4) <u>災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</u> (略)</p> <p>(5) <u>市町村への連絡</u> 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>(6) <u>ライフライン事業者への情報提供</u> 県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>情報提供に努める。</u></p> <p>(7) <u>人的被害の数の一元的な集約・調整</u> 県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、<u>一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。</u></p> <p>(8) <u>県災害対策本部の設置又は廃止の通知</u> (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p>

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
112	<p>3 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>(3) 情報の収集伝達については、第 2 章「通信の運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAX を含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>3 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。</p>  <p>(3) 情報の収集伝達については、第 2 節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAX を含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。</p> <p>4 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1) <u>国に対する逐次の情報伝達</u> (略)</p> <p>(2) <u>災害の規模の把握のために必要な情報</u> (略)</p> <p>(3) <u>安否情報</u> (略)</p> <p>(4) <u>孤立集落に係る情報</u> <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、県、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>矢印を両矢印に修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
114	<p>7 報告の方法</p> <p>(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。</p>	<p>7 報告の方法</p> <p>(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を<u>尽く</u>して報告するよう努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
115	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>エ 利用者の心得</p> <p><u>非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。</u></p> <p>(7) <u>依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものとする。</u></p> <p>(イ) <u>通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</u></p> <p>(ウ) <u>非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</u></p>	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>(削除)</p>	<p>運用上の細部の取扱いであるため、記載を削除</p>
116	<p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(7) 災害時優先電話の登録</p> <p><u>各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。</u></p> <p>(イ) <u>非常扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了）</u></p> <p><u>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。</u></p>	<p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(7) 災害時優先電話</p> <p><u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>運用が終了したため削除</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																								
117	<p>(ウ) 緊急扱いの通話（当サービスは平成27年7月31日終了） <u>火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で別に定める事項を内容とする通話については、一般通話に優先して接続される。</u> (エ)、(オ) (略) (8) 携帯電話の使用 <u>各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。</u> (9)、(10) (略)</p> <p>第3節 広報 3 各機関の措置 (2) (略) エ <u>インターネットホームページ掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p> <p>5 広報活動の実施方法 (3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(イ)、(ウ) (略) (削除)</p> <p>(8)、(9) (略)</p> <p>第3節 広報 3 各機関の措置 (3) (略) エ <u>Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p> <p>5 広報活動の実施方法 (3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や<u>Webサイト</u>、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	<p>運用が終了したため削除</p> <p>表記の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																								
120	<p>第4章 応援協力・派遣要請 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="235 1002 1084 1437"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)		市町村		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)		<p>第4章 応援協力・派遣要請 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1124 1002 1966 1437"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○<u>海上保安庁への応援要請</u> (以下省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○<u>県に対する海上保安庁の応援要請</u> (以下省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○ <u>海上保安庁への応援要請</u> (以下省略)		市町村		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○ <u>県に対する海上保安庁の応援要請</u> (以下省略)		
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)																									
市町村		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 (追加) (以下省略)																									
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊等の要請 ○ <u>海上保安庁への応援要請</u> (以下省略)																									
市町村		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○ <u>県に対する海上保安庁の応援要請</u> (以下省略)																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																						
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(5) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>3(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 救援隊等による協力</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2 消防庁長官に対する緊急消防 援助隊等の応援要請 (追加)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3 愛知県内広域消防相互応援協 定に基づく援助要請及び緊急消防 援助隊の要請 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) (追加)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	防災関係機関	3(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換	第 2 節 救援隊等による協力	(略)	(略)	県	2 消防庁長官に対する緊急消防 援助隊等の応援要請 (追加)	市町村	3 愛知県内広域消防相互応援協 定に基づく援助要請及び緊急消防 援助隊の要請 (追加)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 応援協力</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(5) (略) 1(6) 市町村の応急措置の代行</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方 整備局</td> <td>3 市町村の応急措置の代行</td> </tr> <tr> <td>防災関係 機関</td> <td>4(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 4(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 応援部隊等による広 域応援等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 緊急消防援助隊等の応援要 請 2(2) 海上保安庁への応援要請</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3(1) 緊急消防援助隊等の応援要 請 3(2) 県に対する海上保安庁の応 援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) 1(6) 市町村の応急措置の代行	(略)	(略)	中部地方 整備局	3 市町村の応急措置の代行	防災関係 機関	4(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 4(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換	第 2 節 応援部隊等による広 域応援等	(略)	(略)	県	2(1) 緊急消防援助隊等の応援要 請 2(2) 海上保安庁への応援要請	市町村	3(1) 緊急消防援助隊等の応援要 請 3(2) 県に対する海上保安庁の応 援要請	
区分	機関名	主な措置																																							
第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) (追加)																																							
	(略)	(略)																																							
	(追加)	(追加)																																							
	防災関係機関	3(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 3(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換																																							
第 2 節 救援隊等による協力	(略)	(略)																																							
	県	2 消防庁長官に対する緊急消防 援助隊等の応援要請 (追加)																																							
	市町村	3 愛知県内広域消防相互応援協 定に基づく援助要請及び緊急消防 援助隊の要請 (追加)																																							
区分	機関名	主な措置																																							
第 1 節 応援協力	県	1(1)～1(5) (略) 1(6) 市町村の応急措置の代行																																							
	(略)	(略)																																							
	中部地方 整備局	3 市町村の応急措置の代行																																							
	防災関係 機関	4(1) 防災関係機関相互における 応援要求又は応急措置の要請 4(2) 災害対策上必要な資料又は 調査の成果の相互交換																																							
第 2 節 応援部隊等による広 域応援等	(略)	(略)																																							
	県	2(1) 緊急消防援助隊等の応援要 請 2(2) 海上保安庁への応援要請																																							
	市町村	3(1) 緊急消防援助隊等の応援要 請 3(2) 県に対する海上保安庁の応 援要請																																							
121	<p>第 1 節 応援協力</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の3）</p> <p>知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し応急措置又は<u>その他の災害応急対策の実施等</u>を要請する。</p>	<p>第 1 節 応援協力</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70条、同法第74条の3）</p> <p>知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、<u>道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。</u></p> <p><u>なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。</u></p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p>																																						

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	(追加)	<p><u>(6) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）</u> 県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p><u>ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限</u></p> <p><u>イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限</u></p> <p><u>ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限</u></p> <p><u>エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p>
	(追加)	<p>3 中部地方整備局における措置</p> <p><u>(1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）</u> 中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、<u>応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</u></p> <p><u>ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限</u></p> <p><u>イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限</u></p> <p><u>ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限</u></p> <p><u>エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p>
122	<p>3 防災関係機関における措置</p> <p>4 災害緊急事態</p> <p>5 経費の負担</p>	<p>4 防災関係機関における措置</p> <p>5 災害緊急事態</p> <p>6 経費の負担</p>	<p>表記の整理</p>
123	<p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 応援部隊等による広域応援等</p> <p>2 県（防災局）における措置</p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現 行 (平成 27 年 6 月 修正)	改 正 案	改正理由
	<p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>3 市町村の措置 (緊急消防援助隊等)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</p> <p>(2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>(3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p>(追加)</p>	<p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上保安庁への応援要請</p> <p>ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、<u>応急措置の実施の要請を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。</u></p> <p>(ア) <u>災害の状況及び応急措置を要請する理由</u></p> <p>(イ) <u>応急措置を希望する期間</u></p> <p>(ウ) <u>応急措置を希望する区域</u></p> <p>(エ) <u>活動内容</u></p> <p>① <u>傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送</u></p> <p>② <u>巡視船を活用した医療活動場所の提供</u></p> <p>③ <u>巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</u></p> <p>④ <u>その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等</u></p> <p>(オ) <u>その他参考となるべき事項 (使用可能岸壁等)</u></p> <p>ウ <u>応急措置に係る要請書、受入等については、第3節自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。</u></p> <p>3 市町村の措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>ア 市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</p> <p>イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</p> <p>ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</p> <p>(2) 海上保安庁の応援要請の依頼</p> <p>ア 市町村長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
127	<p>第 4 節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋YMCA、一般財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	<p><u>安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。</u></p> <p><u>イ 依頼は、2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。</u> <u>ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。</u></p> <p>第 4 節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、<u>認定特定非営利活動法人</u>レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋YMCA、<u>公益財団法人名古屋YWCA</u>、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	表記の整理
128	<p>第 5 節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点</u>について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) 市町村は<u>県内市町村への、県は隣接県や遠隔都道府県への</u>応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</p>	<p>第 5 節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 県、市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点</u>について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p> <p>(2) <u>当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</u></p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
131	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 3 節 航空機の活用</td> <td>県</td> <td>1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>1(2) 防災ヘリコプターの応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 航空機の活用	県	1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整	市町村等	1(2) 防災ヘリコプターの応援要請	<p>第 5 章 救出・救助対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 3 節 航空機の活用</td> <td>県</td> <td>1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>2(2) 防災ヘリコプターの応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 航空機の活用	県	1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動	市町村等	2(2) 防災ヘリコプターの応援要請	
区分	機関名	主な措置																	
第 3 節 航空機の活用	県	1(1) 防災ヘリコプターの出動 2 航空機の運用調整																	
	市町村等	1(2) 防災ヘリコプターの応援要請																	
区分	機関名	主な措置																	
第 3 節 航空機の活用	県	1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動																	
	市町村等	2(2) 防災ヘリコプターの応援要請																	
132	<p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援 <u>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 高速道路のサービスエリア等の使用 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</p> <p>8 合同調整所の設置 <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。</u></p> <p>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p>																
133	<p>8 災害救助法の適用</p> <p>第 3 節 航空機の活用 (追加)</p>	<p>9 災害救助法の適用</p> <p>第 3 節 航空機の活用</p> <p>1 航空機の運用調整</p> <p>(1) 航空運用チームの設置 県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空</p>	<p>対策の追加 (防災基本計画の修正)</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>																

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
134	<p>1 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県（防災局）における措置 イ 地震発生等による出動 知事は、県域内において地震災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。</p> <p>2 航空機の運用調整 <u>県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。</u> <u>消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。</u></p>	<p><u>機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。</u> <u>(2) 参画機関</u> <u>航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T 都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。</u> <u>(3) 調整事項等</u> <u>航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。</u> <u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u> <u>なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。</u></p> <p>2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 県（防災局）における措置 イ 災害発生等による出動 知事は、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。 (削除) ※本筋 1 (1) 及び (2) に記載</p>	<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>
137	<p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 1 節 医療救護 1 県（健康福祉部）における措置 (3) 医療救護班の派遣要請 県は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。 (7) 広域医療搬送実施のための SCU の設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）</p>	<p>第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 1 節 医療救護 1 県（健康福祉部）における措置 (3) 医療救護班の派遣要請 県は、県医師会、県歯科医師会、<u>県病院協会</u>、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。 (7) 広域医療搬送実施のための SCU の設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
140	<p>実施のため、広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立</p> <p>県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</p> <p>1 1 血液製剤の確保</p> <p>(1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、<u>血液センターと連携を図り、血液製剤を確保し、供給する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(2) 血液製剤の県内確保が困難な場合には、日本赤十字社愛知県支部と県が協力して、県外からの血液製剤の導入を図る。</u></p> <p>(3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。</p>	<p>実施のため、<u>県営名古屋飛行場内に広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</u></p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立</p> <p>県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、<u>厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。</u></p> <p><u>なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）</u></p> <p>1 1 血液製剤の確保</p> <p>(1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。<u>。</u></p> <p><u>(2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。</u></p> <p><u>ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。</u></p> <p><u>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</u></p> <p><u>ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。</u></p> <p>(3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させるとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。</p> <p><u>県は県外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画の修正）</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
141	<p>第2節 防疫・保健衛生 2 市町村における措置 (2) 防疫活動 ウ 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 2 市町村における措置 (2) 防疫活動 ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>表記の整理 （防災基本計画）</p>
142	<p>9 応援協力関係 (7) 県は、市町村からの求めに応じ、<u>または</u>、必要と認めるときは、DPATを派遣する。</p>	<p>9 応援協力関係 (7) 県は、市町村からの求めに応じ、<u>又は</u>、必要と認めるときは、DPATを派遣する。</p>	<p>表記の整理</p>
144	<p>第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 ■ 基本方針 ○ <u>災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。</u> ○ (略) (追加) ※第13章に記載されている内容</p>	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策 ■ 基本方針 (削除) ※第11章に記載 ○ (略) ○ <u>災害時には、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。</u></p>	<p>表記の整理 記載箇所の変更 記載箇所の変更</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																																																																
	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 236 376 279">機関名</th> <th data-bbox="376 236 510 279">事前</th> <th data-bbox="510 236 907 279">被害発生中</th> <th data-bbox="907 236 1070 279">事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 279 376 379"> <p>察 県 警</p> </td> <td data-bbox="376 279 510 379"></td> <td data-bbox="510 279 907 379"> <p>○地域安全活動の強化 → ○交通規制等の実施 →</p> </td> <td data-bbox="907 279 1070 379"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 379 376 486">(略)</td> <td data-bbox="376 379 510 486"></td> <td data-bbox="510 379 907 486">(略)</td> <td data-bbox="907 379 1070 486"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 486 376 678"> <p>局 中 部地 方整 備</p> </td> <td data-bbox="376 486 510 678"></td> <td data-bbox="510 486 907 678"> <p>○状況の把握 → (追加) (追加) (以下省略)</p> </td> <td data-bbox="907 486 1070 678"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 678 376 997"> <p>古 中 屋 日 高 本 速 高 道 速 路 道 公 路 社 株 、 式 名 会 社</p> </td> <td data-bbox="376 678 510 997"></td> <td data-bbox="510 678 907 997"> <p>○点検の実施 → (以下省略)</p> </td> <td data-bbox="907 678 1070 997"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 997 376 1104">(追加)</td> <td data-bbox="376 997 510 1104"></td> <td data-bbox="510 997 907 1104">(追加)</td> <td data-bbox="907 997 1070 1104"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1104 376 1211">(追加)</td> <td data-bbox="376 1104 510 1211"></td> <td data-bbox="510 1104 907 1211">(追加)</td> <td data-bbox="907 1104 1070 1211"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1211 376 1316">(追加)</td> <td data-bbox="376 1211 510 1316"></td> <td data-bbox="510 1211 907 1316">(追加)</td> <td data-bbox="907 1211 1070 1316"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	<p>察 県 警</p>		<p>○地域安全活動の強化 → ○交通規制等の実施 →</p>		(略)		(略)		<p>局 中 部地 方整 備</p>		<p>○状況の把握 → (追加) (追加) (以下省略)</p>		<p>古 中 屋 日 高 本 速 高 道 速 路 道 公 路 社 株 、 式 名 会 社</p>		<p>○点検の実施 → (以下省略)</p>		(追加)		(追加)		(追加)		(追加)		(追加)		(追加)		<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1124 236 1265 279">機関名</th> <th data-bbox="1265 236 1400 279">事前</th> <th data-bbox="1400 236 1796 279">被害発生中</th> <th data-bbox="1796 236 1960 279">事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1124 279 1265 379"> <p>察 県 警</p> </td> <td data-bbox="1265 279 1400 379"></td> <td data-bbox="1400 279 1796 379"> <p>(削除) ○交通規制等の実施 →</p> </td> <td data-bbox="1796 279 1960 379"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 379 1265 486">(略)</td> <td data-bbox="1265 379 1400 486"></td> <td data-bbox="1400 379 1796 486">(略)</td> <td data-bbox="1796 379 1960 486"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 486 1265 678"> <p>局 中 部地 方整 備</p> </td> <td data-bbox="1265 486 1400 678"></td> <td data-bbox="1400 486 1796 678"> <p>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 (以下省略)</p> </td> <td data-bbox="1796 486 1960 678"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 678 1265 997"> <p>古 中 屋 日 高 本 速 高 道 速 路 道 公 路 社 株 、 式 名 会 社</p> </td> <td data-bbox="1265 678 1400 997"></td> <td data-bbox="1400 678 1796 997"> <p>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → (以下省略)</p> </td> <td data-bbox="1796 678 1960 997"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 997 1265 1104"> <p>者 空 管 港 理 港</p> </td> <td data-bbox="1265 997 1400 1104"></td> <td data-bbox="1400 997 1796 1104"> <p>○施設の使用停止 ○応急工事 →</p> </td> <td data-bbox="1796 997 1960 1104"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1104 1265 1211"> <p>理 港 者 湾 管 港</p> </td> <td data-bbox="1265 1104 1400 1211"></td> <td data-bbox="1400 1104 1796 1211"> <p>○応急工事 → ○応援要求</p> </td> <td data-bbox="1796 1104 1960 1211"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1211 1265 1316"> <p>事 鉄 業 道 者 道</p> </td> <td data-bbox="1265 1211 1400 1316"></td> <td data-bbox="1400 1211 1796 1316"> <p>○列車の避難・停止 ○応急工事 → ○応援要求</p> </td> <td data-bbox="1796 1211 1960 1316"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	<p>察 県 警</p>		<p>(削除) ○交通規制等の実施 →</p>		(略)		(略)		<p>局 中 部地 方整 備</p>		<p>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 (以下省略)</p>		<p>古 中 屋 日 高 本 速 高 道 速 路 道 公 路 社 株 、 式 名 会 社</p>		<p>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → (以下省略)</p>		<p>者 空 管 港 理 港</p>		<p>○施設の使用停止 ○応急工事 →</p>		<p>理 港 者 湾 管 港</p>		<p>○応急工事 → ○応援要求</p>		<p>事 鉄 業 道 者 道</p>		<p>○列車の避難・停止 ○応急工事 → ○応援要求</p>		
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																
<p>察 県 警</p>		<p>○地域安全活動の強化 → ○交通規制等の実施 →</p>																																																																	
(略)		(略)																																																																	
<p>局 中 部地 方整 備</p>		<p>○状況の把握 → (追加) (追加) (以下省略)</p>																																																																	
<p>古 中 屋 日 高 本 速 高 道 速 路 道 公 路 社 株 、 式 名 会 社</p>		<p>○点検の実施 → (以下省略)</p>																																																																	
(追加)		(追加)																																																																	
(追加)		(追加)																																																																	
(追加)		(追加)																																																																	
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																
<p>察 県 警</p>		<p>(削除) ○交通規制等の実施 →</p>																																																																	
(略)		(略)																																																																	
<p>局 中 部地 方整 備</p>		<p>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 (以下省略)</p>																																																																	
<p>古 中 屋 日 高 本 速 高 道 速 路 道 公 路 社 株 、 式 名 会 社</p>		<p>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 → (以下省略)</p>																																																																	
<p>者 空 管 港 理 港</p>		<p>○施設の使用停止 ○応急工事 →</p>																																																																	
<p>理 港 者 湾 管 港</p>		<p>○応急工事 → ○応援要求</p>																																																																	
<p>事 鉄 業 道 者 道</p>		<p>○列車の避難・停止 ○応急工事 → ○応援要求</p>																																																																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）		改正案		改正理由																														
	県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → <ul style="list-style-type: none"> ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → （追加） （以下略） 	県	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 → ○二次災害防止のための交通規制 → <ul style="list-style-type: none"> ○情報の提供 → ○応急対策の実施 → ○応援要求 （以下略） 	構成の整理																														
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集 → ○緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → （追加） （以下略） 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 → ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 → ○情報の提供 → ○応援要求 （以下略） 																															
145	■ 主な機関の措置		■ 主な機関の措置																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 地域安全対策</td> <td>県警察</td> <td>1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路交通規制等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置		第1節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請	第四管区海上保安本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り	市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力	第2節 道路交通規制等	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 70%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※第11章に記載</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>第1節 道路交通規制等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除)		※第11章に記載			(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	第1節 道路交通規制等	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請																																	
	第四管区海上保安本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り																																	
	市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力																																	
第2節 道路交通規制等	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
(削除)	(削除)	(削除)																																	
	※第11章に記載																																		
	(削除)	(削除)																																	
	(削除)	(削除)																																	
第1節 道路交通規制等	(略)	(略)																																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）			改正案			改正理由	
	<p>第3節 緊急輸送道路の確保</p>	<p>中部地方整備局</p>	<p>1(1) <u>状況の把握</u></p> <p>1(2) 緊急輸送道路の機能確保 (追加)</p> <p>1(3) 情報の提供</p> <p>1(4) 応急対策の実施</p>	<p>第2節 道路施設対策</p>	<p>中部地方整備局</p>	<p>1(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>1(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p>1(3) <u>緊急災害派遣隊による活動支援</u></p> <p>1(4) 情報の提供</p> <p>1(5) 応急対策の実施</p>		
		<p>中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</p>	<p>2・4・5 (1) <u>点検の実施</u></p> <p>2・4・5 (2) ～2・4・5 (4) (略)</p>		<p>中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</p>	<p>2・4・5 (1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>2・4・5 (2) ～2・4・5 (4) (略)</p>		
		<p>県</p>	<p>3(1) 道路被害情報の収集</p> <p>3(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>3(3) ～3(5) (略)</p>		<p>県</p>	<p>3(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>3(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p>3(3) ～3(5) (略)</p>		
		<p>市町村</p>	<p>6(1) 道路被害情報の収集</p> <p>6(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>6(3) 情報の提供</p>		<p>市町村</p>	<p>6(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>6(2) <u>道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p>6(3) 情報の提供</p>		
<p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>	<p>第3節 空港施設対策</p>	<p>中部国際空港</p>	<p>中部国際空港株式会社</p>	<p>1 <u>施設の使用停止及び応急工事</u></p>	
<p>※第13章に記載されている内容</p>					<p>大阪航空局中部空港事務所</p>		<p>2 <u>航空交通の安全確保及び混乱の回避</u></p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由	
	(追加)	(追加)	(追加)		行場 愛知県名古屋飛	県（名古屋空港事務所）	3 施設の使用停止及び応急工事	
	※第 1 3 章に記載されている内容			第 4 節 港湾・漁港施設対策	港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）	1(1) 応急工事の実施 1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請		
	※第 1 3 章に記載されている内容				第四管区海上保安本部	2(1) 在港船舶に対する避難指示・勧告 2(2) 安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知 2(3) 水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措置 2(4) 海上交通規制		
	※第 1 3 章に記載されている内容			第 5 節 鉄道施設対策	鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋市（地下鉄）等）	(1) 列車の避難並びに停止 (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資機材確保の応援要求 (5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請		
第 4 節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)	(略)	第 6 節 緊急輸送手段の確保	(略)	(略)		

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
150	<p>害点検を実施し、被災状況の把握に努める。 イ～エ（略） （追加） ※第13章に記載されている内容</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 （追加） ※第13章に記載されている内容</p> <p>ア～ウ （追加） ※第13章に記載されている内容</p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集 ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。 (2) 緊急輸送道路の機能確保 （追加） ※第13章に記載されている内容</p>	<p>害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。 イ～エ（略） <u>オ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p><u>イ～エ</u> <u>オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。 (2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u> <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
151	<p>(5) 応急復旧対策の実施 （追加） ※第13章に記載されている内容 緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。 （追加） ※第13章に記載されている内容</p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(1) 点検の実施 （追加） ※第13章に記載されている内容</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 （追加） ※第13章に記載されている内容 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</p>	<p>(5) 応急復旧対策の実施 <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> <u>イ 緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。</u> <u>ウ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</u></p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 <u>ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施 <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> <u>イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
152	<p>(追加) ※第13章に記載されている内容</p> <p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(1) 点検の実施</p> <p>ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況の把握、復旧検討のための点検を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(追加) ※第13章に記載されている内容</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>(追加) ※第13章に記載されている内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(追加) ※第13章に記載されている内容</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集</p> <p>巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</p> <p>(追加) ※第13章に記載されている内容</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>(追加) ※第13章に記載されている内容</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>ア 次により路上及び路下の点検を実施し、被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u></p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(1) <u>道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>ア <u>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</u></p> <p>イ <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p>ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>イ <u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p>ウ <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>エ <u>応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(182)	<p>(追加) ※第13章第3節に記載されている内容 (第13章 交通施設の応急対策) 第3節 空港施設対策</p> <p>(追加) ※第13章第4節に記載されている内容 (第13章 交通施設の応急対策) 第4節 港湾・漁港施設対策 1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 名古屋港管理組合及び市町村は、港湾施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。 (追加)</p> <p>2 第四管区海上保安本部における措置 (4) 海上交通規制 第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</p> <p>(追加) ※第13章第2節に記載されている内容 (第13章 交通施設の応急対策) 第2節 鉄道施設対策 第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 (水防活動) 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、</p>	<p>第3節 空港施設対策</p> <p>第4節 港湾・漁港施設対策 1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (2) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 名古屋港管理組合及び市町村は、<u>港湾・漁港施設</u>について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。 <u>(3) 航路啓開の実施</u> <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、現地災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。</u></p> <p>2 第四管区海上保安本部における措置 (4) 海上交通規制 第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため、船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</p> <p>第5節 鉄道施設対策 第6節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 (水防活動) 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、</p>	<p>構成の整理</p> <p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画)</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p> <p>構成の整理</p>
152 156	<p>(追加) ※第13章第2節に記載されている内容 (第13章 交通施設の応急対策) 第2節 鉄道施設対策 第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 (水防活動) 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、</p>	<p>第5節 鉄道施設対策 第6節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 (水防活動) 1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、</p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由												
	<p>海岸管理者及びため池管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>ア 水防団等の出動</p> <p>水防管理者（市町村長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に<u>いたった</u>とき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。</p> <p>イ 監視及び警戒</p> <p>水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害<u>か</u>所その他特に重要な<u>か</u>所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。</p> <p>（略）</p>	<p>海岸管理者及びため池管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>ア 水防団等の出動</p> <p>水防管理者（市町村長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に<u>至った</u>とき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。</p> <p>イ 監視及び警戒</p> <p>水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害<u>箇所</u>その他特に重要な<u>箇所</u>を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。</p> <p>（略）</p>	<p>表記の整理</p>												
158	<p>第 2 節 防災営農</p> <p>（農地及び農業用施設に対する応急措置）</p> <p>1 県（農林水産部）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置</p> <p>(1) ポンプ排水による農地のたん水排除</p> <p>市町村及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状態を十分把握する。</p>	<p>第 2 節 防災営農</p> <p>（農地及び農業用施設に対する応急措置）</p> <p>1 県（農林水産部）、市町村、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置</p> <p>(1) ポンプ排水による農地のたん水排除</p> <p>市町村及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による<u>たん水</u>排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状態を十分把握する。</p>	<p>表記の整理</p>												
159	<p>5 応援協力関係</p> <p>(1) 農業用施設に対する応急措置</p> <p>エ 応援の要求を<u>う</u>けた機関はこれに積極的に協力する。</p>	<p>5 応援協力関係</p> <p>(1) 農業用施設に対する応急措置</p> <p>エ 応援の要求を<u>受</u>けた機関はこれに積極的に協力する。</p>	<p>表記の整理</p>												
162	<p>第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 1273 1057 1425"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 避難所の開設・運営</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応	<p>第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 1273 1946 1425"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 避難所の開設・運営</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応	
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応													
区分	機関名	主な措置													
第 1 節 避難所の開設・運営	市町村	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由
			援要求 （追加） （追加） ※第 2 章に記載されている内容 県 2 他市町村に対する応援指示 （追加） ※第 2 章に記載されている内容			援要求 <u>1(4) 避難所の運営</u> <u>3(1) 広域一時滞在に係る協議等</u> 県 2 他市町村に対する応援指示 <u>3(2) 広域一時滞在に係る協議等</u>	
163	第 2 節 要配慮者支援対策	市町村 県	1(1) ～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集 県 (略)	第 2 節 要配慮者支援対策	市町村 県	1(1) ～1(6) (略) 1(7) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 県 (略)	
(105)	第 1 節 避難所の開設・運営 1 市町村における措置 （追加） ※「3 避難所の運営」から移動 市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 (1) ～ (12) (略) ◆ 附属資料第 9「市町村別避難場所・避難所」 3 避難所の運営 （追加） 第 2 章第 2 節に記載されている内容 （第 2 章 避難行動） （第 2 節 避難の勧告・指示）			第 1 節 避難所の開設・運営 1 市町村における措置 <u>(4) 避難所の運営</u> 市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 ア～シ (略) ◆ 附属資料第 9「市町村別緊急避難場所・避難所」 （削除） ※1(4)に記載			構成の整理
(106)	1 市町村における措置 (5) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。 2 県（知事又は知事の名を受けた職員）における措置 (8) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。			3 広域一時滞りに係る協議等 <u>(1) 市町村における措置</u> 市町村は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>(2) 県における措置</u> 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域一時滞りに関する事項について助言を行う。			構成の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由												
165	<p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</p> <p>（1）情報収集・支援体制の整備 市町村、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する<u>ものとする。</u></p> <p>（2）広域調整・市町村支援 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する<u>ものとする。</u></p>	<p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>① <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u></p> <p>第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照</p> <p>② <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p>第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照</p> <p>③ <u>障害者に対する情報提供</u> 障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。</p> <p>④～⑧（略）</p> <p>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</p> <p>（1）情報収集・支援体制の整備 市町村、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。</p> <p>（2）広域調整・市町村支援 保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。 また、市町村からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（D C A T）を編成し、派遣する。</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>												
167	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 1193 1070 1388"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 食料の供給</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 食料の供給	市町村	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1124 1193 1960 1388"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>市町村</td> <td>1(1) 炊出し<u>その他</u>による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 食品の供給	市町村	1(1) 炊出し <u>その他</u> による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達	
区分	機関名	主な措置													
第2節 食料の供給	市町村	1(1) 炊出し等による食品給与の実施 1(2) 他市町村又は県への応援要求 (追加)													
区分	機関名	主な措置													
第2節 食品の供給	市町村	1(1) 炊出し <u>その他</u> による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達													

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
168	<p>(4) <u>縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。</u></p> <p>(2) <u>給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u></p> <p>(追加) ※「5 米穀の原料調達」に記載されている内容を修正</p> <p>(5 米穀の原料調達)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u></p> <p>(3) <u>市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</u></p> <p>(2) <u>他市町村又は県へ応援要求</u> <u>備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u> <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>(3) <u>米穀の原料調達</u> <u>ア (略)</u> <u>イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u> <u>ウ 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</u> <u>エ (略)</u></p>	<p>表記の整理 （防災基本計画等）</p> <p>表記の整理</p>
168	<p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) <u>県は、被害状況の把握とともに、必要食料品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達あっせんの措置を講じる。</u></p>	<p>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</p> <p>(1) <u>県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。</u> <u>なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送する。</u> <u>(2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。</u> <u>ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん</u></p>	<p>対策の追加 （防災基本計画当）</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
169	<p>(2) 市町村の実施する炊出し、その他による食品の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>3 主食等の備蓄</p> <p>4 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>5 米穀の原料調達</p> <p>6 副食品、調味料の調達あっせん</p>	<p><u>イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求</u> <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u> (削除)</p> <p>(削除) ※第2章第8節に記載</p> <p>(削除) ※「1 市町村における措置」の「(1) 炊き出しその他による食品の供給」に一部修正して記載</p> <p>(削除) ※「1 市町村における措置」の「(3) 米穀の原料調達」に一部修正して記載</p> <p>(削除) ※「2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置」に一部修正して記載</p>	<p>対策の追加 (災害対策基本法)</p> <p>記載箇所の変更 記載箇所の変更 記載箇所の変更 記載箇所の変更 表記の整理</p>
170	<p>7 災害救助法の適用</p> <p>第3節 生活必需物資の供給</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。 <u>なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市町村は、<u>自ら</u>生活必需品の供給を行うこととする。</p> <p>(3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。</p> <p>2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置</p> <p>(1) 県は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(削除) ※第2編第8章に記載</p> <p>(1) 市町村は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。<u>生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</u></p> <p>(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。 <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p> <p>2 県(防災局、農林水産部、産業労働部)における措置</p> <p>(削除) ※第2編第8章に記載</p>	<p>記載箇所の変更</p> <p>対策の追加 (防災基本計画の修正等)</p> <p>対策の追加 (災害対策基本法)</p> <p>記載箇所の変更</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																																
172	<p>(2) 県は災害時に迅速に生活必需物資を調達あつせんできるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</p> <p>(3) 県は、災害の状況により、中部経済産業局に物資の調達を、自衛隊に物資の供給の実施を要請する。</p> <p>(4) 県は、特に必要と認めるときは、市町村に対し、他市町村の生活必需物資供給活動の応援を要請する。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（大手スーパー）」</p> <p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>（追加） ※第7章に記載されている内容</p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="235 1082 1055 1447"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（追加）</td> <td></td> <td>（追加）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td>○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	（追加）		（追加）		県		（略）		市町村			○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）	<p>（削除） ※第2編第8章に記載</p> <p>(1) 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。</p> <p>なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。</p> <p>(2) 輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。</p> <p>ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん</p> <p>イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請</p> <p>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対大手スーパー12社）」</p> <p>第11章 環境汚染防止及び地域安全対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。</p> <p>（削除） ※第4編第2章に記載</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1122 1082 1942 1447"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td>○地域安全活動の強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（削除）</td> <td></td> <td></td> <td>（削除）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県警察		○地域安全活動の強化		県		（略）		（削除）			（削除）	<p>対策の追加 （防災基本計画）</p> <p>対策の追加 （災害対策基本法）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
（追加）		（追加）																																	
県		（略）																																	
市町村			○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）																																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県警察		○地域安全活動の強化																																	
県		（略）																																	
（削除）			（削除）																																

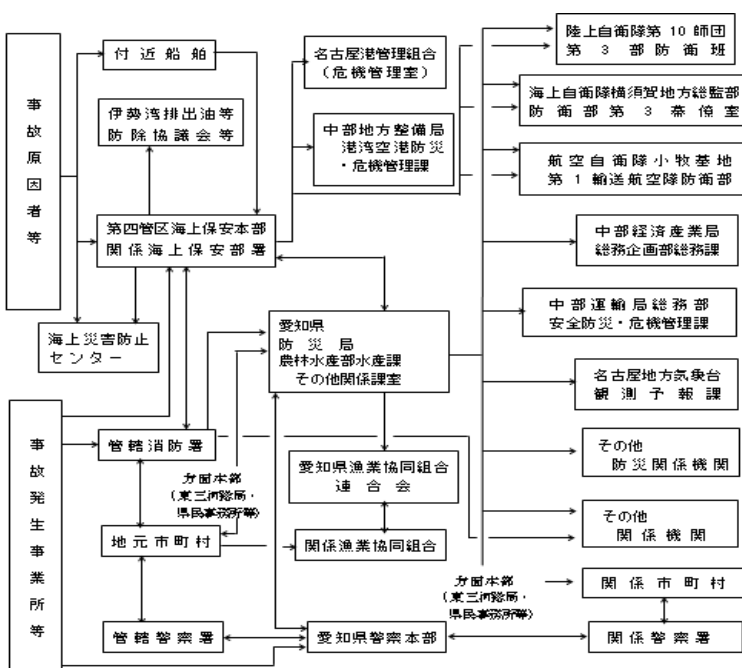
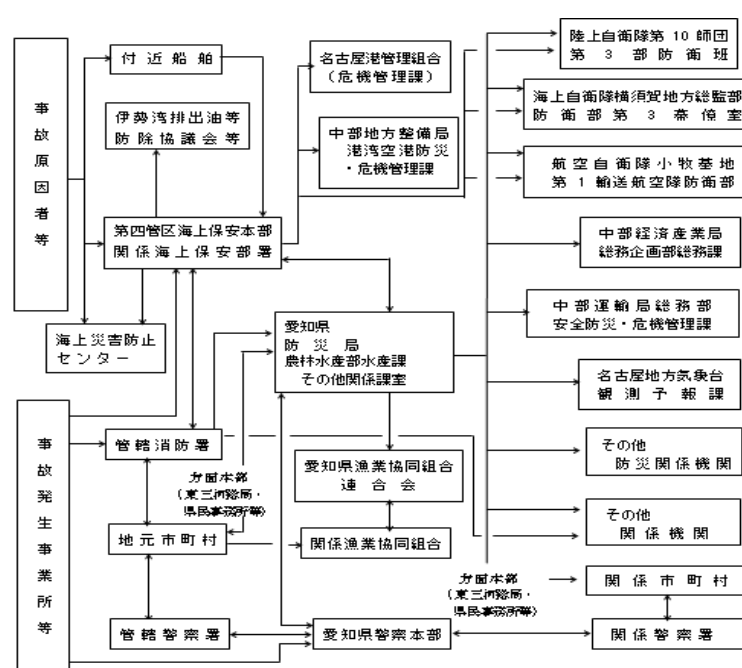
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																																															
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 環境汚染防止計画</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 廃棄物処理計画</td> <td>県</td> <td>1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">※第 7 章に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 環境汚染防止計画	(略)	(略)	第 2 節 廃棄物処理計画	県	1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導	市町村	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請	(追加)	(追加)	(追加)		※第 7 章に記載されている内容			(追加)	(追加)		(追加)	(追加)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節 環境汚染防止対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※第 4 編第 2 章に記載</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 地域安全対策</td> <td>県警察</td> <td>1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会 に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四管区 海上保安 本部</td> <td>2 海上犯罪予防のための情報収集、 警戒、取締り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>3 県警察の実施する地域安全活動に 対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 環境汚染防止対策	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	※第 4 編第 2 章に記載			第 2 節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会 に対する出動要請		第四管区 海上保安 本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、 警戒、取締り		市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に 対する協力	
区分	機関名	主な措置																																																
第 1 節 環境汚染防止計画	(略)	(略)																																																
第 2 節 廃棄物処理計画	県	1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導																																																
	市町村	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 処理体制の確立 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請																																																
(追加)	(追加)	(追加)																																																
	※第 7 章に記載されている内容																																																	
	(追加)	(追加)																																																
	(追加)	(追加)																																																
区分	機関名	主な措置																																																
第 1 節 環境汚染防止対策	(略)	(略)																																																
(削除)	(削除)	(削除)																																																
	(削除)	(削除)																																																
※第 4 編第 2 章に記載																																																		
第 2 節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会 に対する出動要請																																																
	第四管区 海上保安 本部	2 海上犯罪予防のための情報収集、 警戒、取締り																																																
	市町村	3 県警察の実施する地域安全活動に 対する協力																																																
173	<p>第 1 節 環境汚染防止計画 県（環境部）における措置 (4) 人員、機材等の応援依頼 必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。</p> <p>第 2 節 廃棄物処理計画 (追加) ※第 7 章第 1 節に記載されている内容を整理 (第 7 章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策)</p>	<p>第 1 節 環境汚染防止対策 県（環境部）における措置 (4) 人員、機材等の応援依頼 必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。</p> <p>(削除) ※第 4 編第 2 章に記載</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>構成の整理</p>																																															
(146)	<p>第 1 節 地域安全対策 1 県警察における措置</p>	<p>第 2 節 地域安全対策 1 県警察における措置</p>	<p>構成の整理</p>																																															

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>または避難所等を訪問しての</u>各種相談活動を推進する。</p>	<p>(2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、<u>又は避難所等を訪問しての</u>各種相談活動を推進する。</p>	表記の整理
176	<p>第12章 遺体の取扱い 第1節 遺体の捜索 1 市町村における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。 現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察管が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p>	<p>第12章 遺体の取扱い 第1節 遺体の捜索 1 市町村における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。 現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p>	表記の整理
179	<p>第13章 交通施設の応急対策</p>	<p>（削除） ※第7章に記載</p>	構成の整理
185	<p>第14章 ライフライン施設等の応急対策 第1節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (7) 災害時におけるPR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。</p>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 第1節 電力施設対策 中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (6) 広報活動の実施 ア 利用者に対する広報 (7) 災害時におけるPR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、<u>Webサイト</u>等の広報機関その他を通じてPRする。</p>	表記の整理
186	<p>第2節 ガス施設対策 2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 (追加)</p>	<p>第2節 ガス施設対策 2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置 ◆ 附属資料15「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定（県対県LPガス協会）」</p>	附属資料の追加
188	<p>第5節 下水道施設対策 下水道管理者（県（建設部）及び市町村）における措置 (追加)</p>	<p>第5節 下水道施設対策 下水道管理者（県（建設部）及び市町村）における措置 <u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案</u></p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
189	<p>第 6 節 通信施設の応急措置</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置</p>	<p>して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。</p> <p>第 6 節 通信施設の応急措置</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p>	<p>（防災基本計画の修正）</p>
194	<p>第 1 5 章 海上災害対策</p> <p>海上災害対策</p> <p>3 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動</p> <p>船舶火災及び海上火災が発生した場合は、火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。（略）</p>	<p>第 1 4 章 海上災害対策</p> <p>海上災害対策</p> <p>3 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動</p> <p>船舶火災及び海上火災が発生した場合は、<u>速やかに</u>火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。（略）</p>	<p>表記の整理</p>
197	<p>1 0 情報の伝達系統</p> 	<p>1 0 情報の伝達系統</p> 	<p>表記の整理 （防災基本計画の修正）</p>
			<p>「名古屋港管理組合（危機管理室）」を「名古屋港危機管理組合（危機管理課）」に修正</p>

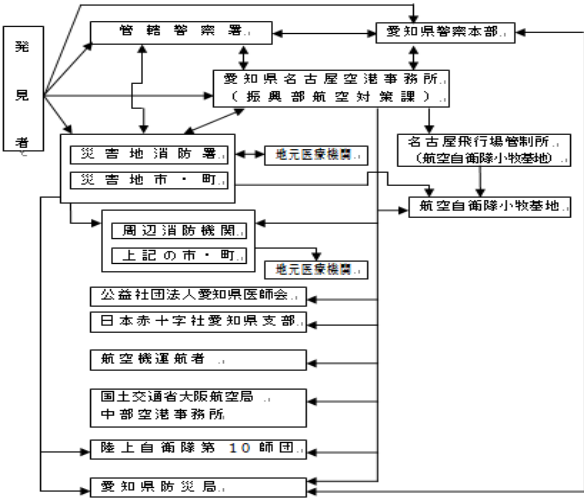
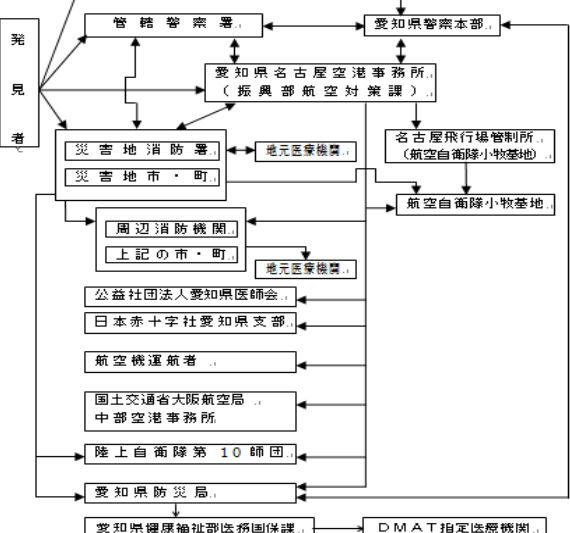
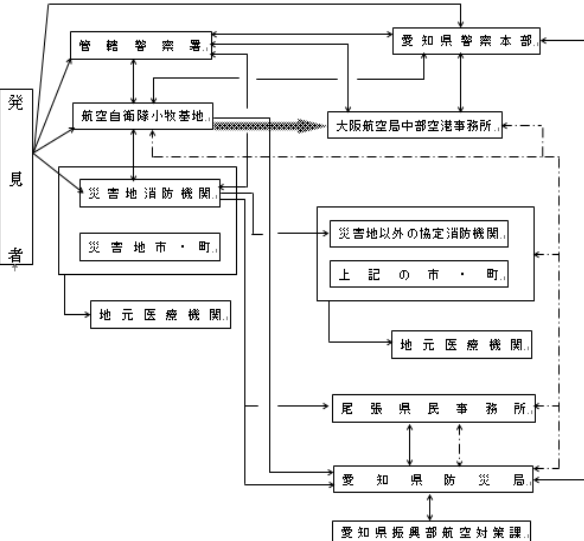
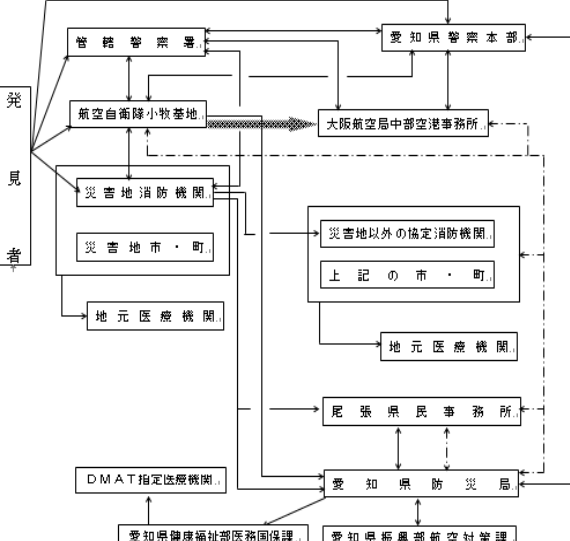
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																	
199	<p>第16章 航空災害対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○医療救護班の派遣 → (以下省略) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○医療救護班の派遣 → (以下省略)		<p>第15章 航空災害対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>DMA T</u>・医療救護班の派遣 → (以下省略) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>DMA T</u>・医療救護班の派遣 → (以下省略)		表記の整理	
機関名	事前	被害発生中	事後																	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○医療救護班の派遣 → (以下省略)																		
機関名	事前	被害発生中	事後																	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○<u>DMA T</u>・医療救護班の派遣 → (以下省略)																		
200	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(6) (略) 1(7) 医療救護班の派遣</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県	1(1)～1(6) (略) 1(7) 医療救護班の派遣		(略)	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(6) (略) 1(7) <u>DMA T</u>・医療救護班の派遣</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県	1(1)～1(6) (略) 1(7) <u>DMA T</u> ・医療救護班の派遣		(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																		
第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県	1(1)～1(6) (略) 1(7) 医療救護班の派遣																		
	(略)	(略)																		
区分	機関名	主な措置																		
第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	県	1(1)～1(6) (略) 1(7) <u>DMA T</u> ・医療救護班の派遣																		
	(略)	(略)																		
205	<p>第2節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p>	<p>第2節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p>(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p>	図に愛知県健康福祉部医務国保課及びDMA T指定医療機関を追加																	

風水害等災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	<p>名古屋飛行場管制所 (航空自衛隊小牧基地)</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所 (振興部航空対策課)</p> <p>西春日井広域事務組合消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部 名古屋市消防局</p> <p>三菱重工業㈱小牧南工場</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>公益社団法人愛知県医師会 → 地元医師会</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>愛知県名古屋飛行場救難救助隊</p> <p>航空機運航者</p> <p>国土交通省航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局 中部空港事務所</p> <p>陸上自衛隊第10師団</p> <p>小牧市民病院</p> <p>豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町</p> <p>愛知県防災局</p> <p>伝達手段</p> <p>—— 専用線 (クラッシュホン) - - - 副次ルート (県防災行政無線)</p> <p>==== 専用線 (ホットライン) ····· 自衛隊機の場合の通報</p> <p>----- 一般加入回線</p>	<p>名古屋飛行場管制所 (航空自衛隊小牧基地)</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所 (振興部航空対策課)</p> <p>西春日井広域事務組合消防本部 春日井市消防本部 小牧市消防本部 名古屋市消防局</p> <p>三菱重工業㈱小牧南工場</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>公益社団法人愛知県医師会 → 地元医師会</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>愛知県名古屋飛行場救難救助隊</p> <p>航空機運航者</p> <p>国土交通省航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局 中部空港事務所</p> <p>陸上自衛隊第10師団</p> <p>小牧市民病院</p> <p>豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町</p> <p>愛知県防災局</p> <p>愛知県健康福祉部医務課 → DMA T指定医療機関</p> <p>伝達手段</p> <p>—— 専用線 (クラッシュホン) - - - 副次ルート (県防災行政無線)</p> <p>==== 専用線 (ホットライン) ····· 自衛隊機の場合の通報</p> <p>----- 一般加入回線</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
206	<p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> 	<p>(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> 	<p>図に愛知県健康福祉部医務国保課及びDMAT指定医療機関を追加</p>
206	<p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p> 	<p>(3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p> 	<p>図に愛知県健康福祉部医務国保課及びDMAT指定医療機関を追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
207	<p>第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>1 県（振興部、防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(3) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を<u>う</u>けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を<u>う</u>けたときは、積極的に応援する。</p> <p>(7) 医療救護班の派遣</p> <p>大規模な航空機事故において、多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。</p> <p>2 市町村等における措置</p> <p>(4) (略) また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置<u>また</u>は手配を行う。</p> <p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	<p>第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>1 県（振興部、防災局、健康福祉部）における措置</p> <p>(3) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を<u>受</u>けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を<u>受</u>けたときは、積極的に応援する。</p> <p>(7) <u>DMA T</u>・医療救護班の派遣</p> <p>大規模な航空機事故において、多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合は、<u>DMA T</u>・医療救護班を現地に派遣する。</p> <p>2 市町村等における措置</p> <p>(4) (略) また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置<u>又は</u>手配を行う。</p> <p>5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>図に医務国保課及びDMA T指定医療機関を追加</p>
209			

風水害等災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
210	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>* 伝達手段 → 一般加入電話 < 副次ルート > - - - 県防災行政無線</p> <p>6 応援協力関係 その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請をうけたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。</p> <p>第17章 鉄道災害対策 第18章 道路災害対策 道路災害対策 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 (2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「<u>地域安全・交通</u>・緊急輸送対策」参照）。</p>	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>* 伝達手段 → 一般加入電話 < 副次ルート > - - - 県防災行政無線</p> <p>6 応援協力関係 その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。</p> <p>第16章 鉄道災害対策 第17章 道路災害対策 道路災害対策 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 (2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「<u>交通の確保</u>・緊急輸送対策」参照）。</p>	<p>図に医務国保課及びDMA T指定医療機関を追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																								
221	第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	表記の整理																								
226	第20章 高圧ガス災害対策	第19章 高圧ガス災害対策	表記の整理																								
228	第1節 高圧ガス施設 6 応援協力関係 その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を <u>うけた</u> ときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	第1節 高圧ガス施設 6 応援協力関係 その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を <u>受けた</u> ときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	表記の整理																								
229	第21章 火薬類災害対策 ■主な機関の応急活動	第20章 火薬類災害対策 ■主な機関の応急活動	表記の整理																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>○製造業者等への製造施設等の使用停止命令 (以下省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業 保安監督部</td> <td></td> <td>○経済産業大臣が製造施設の使用停止命令を 発するよう措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		○製造業者等への製造施設等の使用停止命令 (以下省略)		中部近畿産業 保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用停止命令を 発するよう措置		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td>○製造業者等への製造施設等の <u>一時使用停止命令等</u> (以下省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業 保安監督部</td> <td></td> <td>○経済産業大臣が製造施設の使用の<u>一時停止命令</u>を 発するよう措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		○製造業者等への製造施設等の <u>一時使用停止命令等</u> (以下省略)		中部近畿産業 保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用の <u>一時停止命令</u> を 発するよう措置		表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県		○製造業者等への製造施設等の使用停止命令 (以下省略)																									
中部近畿産業 保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用停止命令を 発するよう措置																									
機関名	事前	被害発生中	事後																								
県		○製造業者等への製造施設等の <u>一時使用停止命令等</u> (以下省略)																									
中部近畿産業 保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用の <u>一時停止命令</u> を 発するよう措置																									
232	第1節 火薬類関係施設 6 応援協力関係 その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を <u>うけた</u> ときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	第1節 火薬類関係施設 6 応援協力関係 その他の防災関係機関及び関係企業等は、地元市町村又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を <u>受けた</u> ときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	表記の整理																								
234	第22章 大規模な火事災害対策	第21章 大規模な火事災害対策	表記の整理																								
235	大規模な火事災害対策 1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「 <u>避難者・帰宅困難者対策</u> 」の定めにより実施する。	大規模な火事災害対策 1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「 <u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u> 」の定めにより実施する。	表記の整理																								
239	第23章 林野火災対策 林野火災対策 1 地元市町村における措置	第22章 林野火災対策 林野火災対策 1 地元市町村における措置	表記の整理																								

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由												
241	(2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「避難者・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	(2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	表記の整理												
	(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第3節「防災ヘリコプターの活用」参照）。	(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第3節「航空機の活用」参照）。	表記の整理												
244	第24章 地下街等における都市ガス災害対策	第23章 地下街等における都市ガス災害対策	表記の整理												
247	3 市町村（消防機関）における措置	3 市町村（消防機関）における措置													
	(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼 さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資器材の確保等について応援を要求する。（略）	(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼 さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資器材の確保等について応援を要求する。（略）	表記の整理												
250	第25章 住宅対策	第24章 住宅対策	表記の整理												
251	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居</td> <td>県、市町村、住宅 供給公社、都市再 生機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居	県、市町村、住宅 供給公社、都市再 生機構	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居</td> <td>県、市町村、<u>地方</u> 住宅供給公社、都 市再生機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居	県、市町村、 <u>地方</u> 住宅供給公社、都 市再生機構	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居	県、市町村、住宅 供給公社、都市再 生機構	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第3節 公共賃貸住宅等 への一時入居	県、市町村、 <u>地方</u> 住宅供給公社、都 市再生機構	(略)													
253	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営													
	(2) 建設用地の確保 <u>ア</u> 市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。 なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。	(2) 建設用地の確保 市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。 なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。 <u>また、二次災害に充分配慮する。</u>	表記の整理 (防災基本計画の修正)												
	<u>イ</u> 応急仮設住宅を迅速に供与するため、各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。	(削除) ※第2編第8章に記載	記載箇所の変更												
257	第26章 学校における対策	第25章 学校における対策	表記の整理												

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																											
261	<p>第4編 災害復旧</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p>	<p>第4編 災害復旧・復興 (削除) ※第3章に記載</p>	<p>名称の変更 構成の整理</p>																											
268	<p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>■ 基本方針 (追加) ※第1章に記載されている内容</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※第1章第5節に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第1章第5節に記載されている内容</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	※第1章第5節に記載されている内容				(追加)	(追加)	<p>第1章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>■ 基本方針 ○ 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>県警察</td> <td>1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市町村</td> <td>2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第3節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等		県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除	<p>記載箇所の変更</p>
区分	機関名	主な措置																												
(略)	(略)	(略)																												
(追加)	(追加)	(追加)																												
※第1章第5節に記載されている内容																														
	(追加)	(追加)																												
区分	機関名	主な措置																												
(略)	(略)	(略)																												
第3節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等																												
	県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除																												
(267)	<p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>2 県及び市町村における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p> <p>(2) 公の施設からの暴力団排除 (略)</p>	<p>第3節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>2 県及び市町村における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p> <p>(2) 公の施設からの暴力団排除 (略)</p>	<p>構成の整理</p>																											

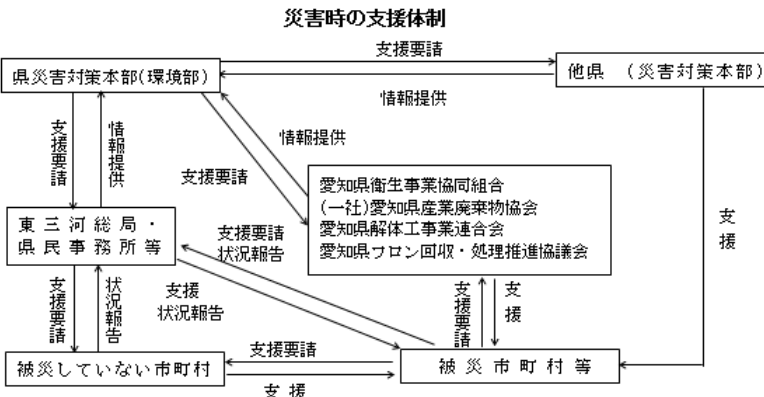
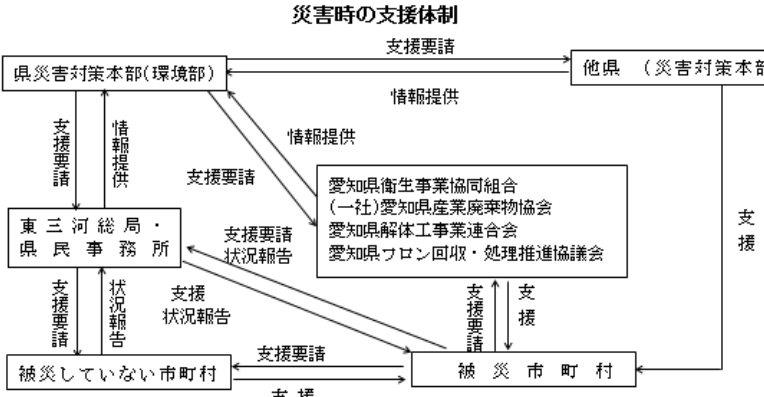
風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由																				
(172)	<p>(追加) ※第3編第11節に記載されている内容 (第3編 災害応急対策) (第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策)</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>(第3編 災害応急対策) (第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="235 544 1072 839"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2節 廃棄物処理計画</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村</td> <td>2(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>2(2) <u>処理体制の確立</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2(3)、2(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 廃棄物処理計画	県	(略)	市町村	2(1) (略)	2(2) <u>処理体制の確立</u>			2(3)、2(4) (略)	<p>第2章 災害廃棄物処理対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した<u>災害廃棄物</u>の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1120 544 1957 839"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>災害廃棄物処理対策</u></td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) (略) 2(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 2(3)、2(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	<u>災害廃棄物処理対策</u>	県	(略)	市町村	2(1) (略) 2(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 2(3)、2(4) (略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																					
第2節 廃棄物処理計画	県	(略)																					
	市町村	2(1) (略)																					
		2(2) <u>処理体制の確立</u>																					
		2(3)、2(4) (略)																					
区分	機関名	主な措置																					
<u>災害廃棄物処理対策</u>	県	(略)																					
	市町村	2(1) (略) 2(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> 2(3)、2(4) (略)																					
(173)	<p>(第3編 災害応急対策) (第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策) (第2節 災害廃棄物処理計画)</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、<u>愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成17年4月1日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成21年3月25日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</u></p> <p>また、<u>愛知県フロン回収・処理推進協議会と被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収について、平成17年4月1日付けで「災害時等におけるフロン類の回収に関する協定」を締結している。</u></p> <p>県は、<u>これらの協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるため、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p>	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>※第2編第8章に記載</p> <p>県は、<u>市町村から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>表記の整理</p>																				

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を<u>図る</u>ため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、<u>廃棄物の円滑な処理を推進する。</u></p> <p>(2) 事業者に対する指導 産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理については、<u>飛散防止措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市町村は、<u>災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>(2) <u>処理体制の確立</u> 廃棄物の処理を<u>円滑に推進</u>するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、<u>選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。</u></p> <p>なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、<u>分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p>	<p>の団体等の連絡調整を行う。</p> <p>ア <u>し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬</u> イ <u>災害廃棄物の撤去</u> ウ <u>災害廃棄物の収集及び運搬</u> エ <u>災害廃棄物の処分</u> オ <u>被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収</u></p> <p>また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を<u>行う。</u></p> <p>(2) 事業者に対する指導 県は、<u>産業廃棄物の処理について、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。また、アスベスト含有廃棄物の処理について、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市町村は、被災状況を調査し、<u>発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u> ア <u>市町村は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u></p> <p>イ <u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理 (防災基本計画の修正)</p> <p>対策の追加等 (防災基本計画の修正)</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行 (平成 27 年 6 月修正)	改正案	改正理由
<p>(174)</p>	<p>(追加)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。 なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 市町村等は、<u>地震等による大規模災害</u>が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。 市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。</p> <p>災害時の支援体制</p>  <p>(第1章 民生安定のための緊急措置) ■ 基本方針</p>	<p>ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、<u>避難所</u>や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、<u>破碎処理</u>や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。 なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 <u>県及び市町村</u>等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。 市町村は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は<u>県</u>に応援要請を行う。</p> <p>災害時の支援体制</p>  <p>第3章 被災者等の再建等の支援 ■ 基本方針</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>「東三河総局・県民事務所等」及び「被災市町村等」の「等」を削除</p>

(261)

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由																
(261)	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>○ 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>○ 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p>	<p>○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>○ 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第2編第8章に記載</p> <p>(削除) ※第1章に記載</p>	<p>方針の追加 (防災基本計画の修正等)</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変更</p> <p>記載箇所の変更</p>																
	<p>(第1章 民生安定のための緊急措置)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="232 1118 1072 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第1節1(3)に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第1節2(2)に記載されている内容</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加) ※第1節1(3)に記載されている内容		(追加)	(追加) ※第1節2(2)に記載されている内容	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1122 1118 1962 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>県</td> <td>1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成
区分	機関名	主な措置																	
(追加)	(追加)	(追加) ※第1節1(3)に記載されている内容																	
	(追加)	(追加) ※第1節2(2)に記載されている内容																	
区分	機関名	主な措置																	
第1節 罹災証明書の交付等	県	1(1) 市町村の支援等 1(2) 市町村への情報の提供																	
	市町村	2(1) 罹災証明書の交付 2(2) 被災者台帳の作成																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）			改正案			改正理由
	第1節 義援金その他資金等による支援	県	(追加) (追加) (追加) 1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) 被災者に関する情報の提供	第2節 被災者への経済的支援等	県	1(1) 被災者生活再建支援金の支給 1(2) 県税の減免等 1(3) 被災者の権利・利益の保全 1(4) 義援金の受付、配分 1(5) 災害見舞金の支給 (削除) ※第1節1(2)に記載	
市町村		(追加) 2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) 罹災証明書の交付等 (追加) (追加)	市町村		2(1) 被災者生活再建支援金の支給 申請書の受付 2(2) 災害弔慰金等の支給 (削除) ※第1節2(1)に記載 2(3) 市税等の減免等 2(4) 義援金の受付、支給		
日本赤十字社 愛知県支部		3 義援金品の受付、配分	日本赤十字社 愛知県支部		3 義援金等の受付、配分		
(略)		(略)	(略)		(略)		
	第2節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋支店	(1)～(5) (略) (追加) ※第5節に記載している内容	第3節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋支店	(1)～(5) (略) 3 暴力団等による事業再建名下の 融資金詐欺等の防止	
(略)		(略)	(略)		(略)		
	第3節 住宅等対策	県	1(1) (略) 1(2) 復旧相談に係る協力要請	第4節 住宅等対策	県	1(1) (略) 1(2) 相談業務の支援	
市町村		2(1) (略) 2(2) 被災住宅等の復旧相談	市町村		2(1) (略) 2(2) 相談窓口の設置		
住宅金融支援 機構東海支店		3 住宅相談所の設置及び貸付金の返済猶予等 (追加) (追加) (追加)	住宅金融支援 機構東海支店		(削除) 3(1) 住宅復興資金 3(2) 住宅相談窓口の設置 3(3) 既存貸付者に対する救済措置		
	第4節	愛知労働局	(1)～(6) (略)	第5節	愛知労働局	(1)～(6) (略)	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）			改正案			改正理由	
	労働者対策		(追加) ※第 5 節に記載している内容	労働者対策		1(7) 暴力団等における不正受給の防止		
		(追加)	(追加)		県	2(1) 相談窓口の設置 2(2) 就業促進		
	第 5 節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等	(削除)	(削除)	(削除)		※第 1 章に記載
		県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除	(削除)	(削除)	(削除)		※第 1 章に記載
愛知労働局		3 暴力団等による不正受給の防止	(削除)	(削除)	(削除)	※第 5 節に記載		
東海財務局、 日本銀行名古屋支店		4 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止	(削除)	(削除)	(削除)	※第 3 節に記載		
(262)	<p>(追加) ※第 1 章第 1 節に記載されている内容</p> <p>(第 1 章 民生安定のための緊急措置) (第 1 節 義援金その他資金等による支援) (2 市町村における措置) (3) 被災者に関する情報の提供 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(第 1 章 民生安定のための緊急措置) (第 1 節 義援金その他資金等による支援)</p>			<p>第 1 節 罹災証明書の交付等 1 県（防災局）における措置 (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。 (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>			<p>対策の追加 (防災基本計画)</p> <p>表記の整理</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
(263)	<p>(2 市町村における措置)</p> <p>(2) 罹災証明書の交付等</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>(2) 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
262	<p>第1節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県（会計局、健康福祉部、防災局）における措置</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 被災者に関する情報の提供</p>	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>(2) 県税の減免等</p> <p>県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。</p> <p>(3) 被災者の権利・利益の保全</p> <p>特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。</p> <p>このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(削除) ※本章第1節1(2)に記載</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の変</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
263	<p><u>災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請 に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害弔慰金等の支給 (略)</p> <p>(2) <u>罹災証明書の交付等</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置 (略) <u>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。</u></p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）における措置</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) <u>被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u> <u>市町村は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</u></p> <p>(2) 災害弔慰金等の支給 (略)</p> <p>(削除) ※第1節2(1)、(2)に記載</p> <p>(3) <u>市税等の減免等</u> <u>市町村は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p> <p>(4) <u>義援金の受付、支給</u> <u>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</u></p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置 (略) なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、<u>同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。</u></p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）における措置</p>	<p>更</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理 対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
264	<p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>（略）</p> <p>7 農林漁業災害資金</p> <p>8 中小企業復興資金</p> <p>9 住宅復興資金</p> <p>10 激甚災害特別貸付金</p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>（2）金融機関等に対する要請</p> <p>ア 預金取扱金融機関への措置</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）預貯金の払戻及び中途解約に関する措置</p> <p>a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、<u>り</u>災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。</p> <p>（略）</p> <p>（エ）営業停止等における対応に関する措置</p> <p>窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の<u>り</u>災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p>	<p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>（略）</p> <p>（削除） ※第4章に記載</p> <p>（削除） ※第4章に記載</p> <p>（削除） ※第4節3（1）に記載</p> <p>（削除）</p> <p>第3節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>（2）金融機関等に対する要請</p> <p>ア 預金取扱金融機関への措置</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）預貯金の払戻及び中途解約に関する措置</p> <p>a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、<u>罹</u>災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。</p> <p>（略）</p> <p>（エ）営業停止等における対応に関する措置</p> <p>窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の<u>罹</u>災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
265	<p>（イ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の<u>り</u>災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p>	<p>（イ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の<u>罹</u>災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
	<p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置 保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>ウ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>エ 電子債権記録機関への措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 営業停止等における対応に関する措置 営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>(追加) ※第5節4に記載されている内容</p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(2) 復旧相談に係る協力要請 <u>被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。</u></p>	<p>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置 保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や <u>Web サイト</u>に掲載し、取引者に周知徹底する。</p> <p>ウ 証券会社等への措置</p> <p>(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や <u>Web サイト</u>に掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>エ 電子債権記録機関への措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 営業停止等における対応に関する措置 営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や <u>Web サイト</u>に掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置 <u>災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。</u></p> <p>第4節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。 <u>なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) 相談業務の支援 <u>市町村が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市町村へ情報提供を行うものとする。</u> <u>また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣</u></p>	<p>構成の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由
266	<p>2 市町村における措置 (2) 被災住宅等の復旧相談 <u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）」</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 (追加) ※第1節に記載されている内容</p> <p>(追加) <u>県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。</u></p> <p>(追加) <u>また、独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における住宅復興に向けた協力を<u>係る基本協定書</u>」</p> <p>第4節 労働者対策 愛知労働局における措置 (5) 職業のあっせん ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に<u>つとめる</u>。</p>	<p>を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。</p> <p>◆ 附属資料第15「<u>災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）</u>」</p> <p>◆ 附属資料第15「<u>災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書</u>」</p> <p>2 市町村における措置 (2) 相談窓口の設置 <u>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</u></p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置 <u>(1) 住宅復興資金</u> <u>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</u></p> <p><u>(2) 住宅相談窓口の設置</u> <u>県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。</u></p> <p><u>(3) 既存貸付者に対する救済措置</u> <u>独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「<u>災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書</u>」</p> <p>第5節 労働者対策 1 愛知労働局における措置 (5) 職業のあっせん ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に<u>努める</u>。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成27年6月修正）	改正案	改正理由								
267	<p>(追加) ※第5節3に記載されている内容</p> <p>(追加)</p> <p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>(追加)</p>	<p>(7) 暴力団等における不正受給の防止 被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。</p> <p>2 県（産業労働部）における措置</p> <p>(1) 相談窓口の設置 事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。</p> <p>(2) 就業促進 雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。 また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 商工業・農林水産業の再建支援</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1120 1042 1960 1390"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 商工業の再建支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 商工業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置	<p>対策の追加</p> <p>構成の整理</p> <p>章の新設</p>
区分	機関名	主な措置									
第1節 商工業の再建支援	県	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 1(4) 観光振興									
	市町村	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置									

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由						
<p>(264)</p>	<p>(第 1 章 民生安定のための緊急措置) (第 1 節 義援金その他資金等による支援) 8 中小企業復興資金 被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 199 1357 352"> <p>第 2 節 農林水産業の再 建支援</p> </td> <td data-bbox="1357 199 1547 352"> <p>県</p> </td> <td data-bbox="1547 199 1960 352"> <p>1(1) 支援情報の提供及び相談窓 口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 352 1357 505"></td> <td data-bbox="1357 352 1547 505"> <p>市町村</p> </td> <td data-bbox="1547 352 1960 505"> <p>2(1) 支援情報の提供及び相談窓 口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧</p> </td> </tr> </table> <p>第 1 節 商工業の再建支援 1 県（産業労働部、振興部）における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。 また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。 (3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。 (4) 観光振興 県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。 2 市町村における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p>	<p>第 2 節 農林水産業の再 建支援</p>	<p>県</p>	<p>1(1) 支援情報の提供及び相談窓 口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧</p>		<p>市町村</p>	<p>2(1) 支援情報の提供及び相談窓 口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧</p>	
<p>第 2 節 農林水産業の再 建支援</p>	<p>県</p>	<p>1(1) 支援情報の提供及び相談窓 口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧</p>							
	<p>市町村</p>	<p>2(1) 支援情報の提供及び相談窓 口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧</p>							

風水害等災害対策計画

頁	現行（平成 27 年 6 月修正）	改正案	改正理由
(263)	<p>（第 1 章 民生安定のための緊急措置） （第 1 節 義援金その他資金等による支援） 7 農林漁業災害資金</p> <p><u>災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。</u></p> <p><u>(1) 天災資金</u> <u>暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。</u></p> <p><u>(2) 株式会社日本政策金融公庫資金</u> <u>農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</u></p>	<p><u>市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u></p> <p>第 2 節 農林水産業の再建支援</p> <p>1 県（農林水産部）における措置</p> <p><u>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</u> <u>県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(2) 金融支援等</u> <u>県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</u></p> <p><u>(3) 施設復旧</u> <u>第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p><u>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</u> <u>市町村は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(2) 金融支援等</u> <u>市町村は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</u></p> <p><u>(3) 施設復旧</u> <u>第1章 公共施設等災害復旧対策 参照</u></p>	